

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p><b>第4章 災害予防計画</b></p> <p>災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである<b>ことから、</b></p> <p>災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図る。</p> <p>特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。</p> <p><b>また、</b>町、道及び国は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。</p> <p>なお、町は、災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、町、道及び防災関係機関は、災害危険区域における災害予防策を講じる。</p> <p><b>第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画</b></p> <p>町職員及び町民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、この計画の定めるところによる。</p> <p><b>第1 実施責任者</b></p> <p><b>1 町</b></p> <p>(1) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施する<b>よう努める。</b></p> <p>(2) 町民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、</p> <p style="padding-left: 40px;">防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、災害による人的被害を軽減する方策は、町民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難<b>勧告</b>等の意味と内容の説明など、啓発活動を町民等に対して行う。</p> <p>(3) 過去に起こった<b>大災害</b>の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する検証</p>	<p><b>第4章 災害予防計画</b></p> <p>災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。</p> <p><b>町、道及び国は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。</b></p> <p>災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図る<b>ものとする。</b></p> <p>特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める<b>ものとする。</b></p> <p><b>また、町、道、国及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとし、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</b></p> <p><b>加えて、</b>町、道及び国は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める<b>ものとする。</b></p> <p>なお、町は、災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、町、道及び防災関係機関は、災害危険区域における災害予防策を講じる<b>ものとする。</b></p> <p><b>第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画</b></p> <p>町職員及び町民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、この計画の定めるところによる。</p> <p><b>第1 実施責任者</b></p> <p><b>1 町</b></p> <p>(1) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施する<b>ものとする。</b></p> <p>(2) 町民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、<b>自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、</b>防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、災害による人的被害を軽減する方策は、町民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難<b>指示</b>等の意味と内容の説明など、啓発活動を町民等に対して行う<b>ものとする。</b></p> <p>(3) 過去に起こった<b>大規模災害</b>の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、<b>大規模災害</b>に関</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。</p> <p>（4）地域の防災活動におけるリーダーの育成に努める。</p> <p><b>第2 配慮すべき事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。</li> <li>要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</li> <li>公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るよう努める。</li> </ol> <p><b>第3 普及・啓発及び教育の方法</b></p> <p>防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>各種防災訓練の参加普及</li> <li>ラジオ、テレビ、有線放送施設の活用</li> <li>インターネット、SNSの活用</li> <li>新聞、広報誌等の活用</li> <li>ビデオ等の作成及び活用</li> <li>広報車両の利用</li> <li>テキスト、マニュアル、パンフレットの配布</li> <li>研修、講習会、講演会等の開催</li> <li>その他</li> </ol>	<p>する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p> <p>（4）住民への防災知識の普及・啓発においては、防災知識や技術を身につけた防災士及び北海道地域防災マスター等の地域の防災活動におけるリーダーの育成に努め、連携を図る。</p> <p><b>2 防災関係機関全般</b></p> <p>災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、道民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。</p> <p><b>第2 配慮すべき事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。</li> <li>要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</li> <li>公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るよう努める。</li> <li>地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進にも努めるものとする。</li> <li>各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。</li> <li>防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。</li> <li>防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。</li> </ol> <p><b>第3 普及・啓発及び教育の方法</b></p> <p>防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>各種防災訓練の参加普及</li> <li>ラジオ、テレビ、有線放送施設の活用</li> <li>インターネット、SNSの活用</li> <li>新聞、広報誌等の活用</li> <li>ビデオ等の作成及び活用</li> <li>広報車両の利用</li> <li>テキスト、マニュアル、パンフレットの配布</li> <li>防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催</li> <li>学校教育の場の活用</li> <li>その他</li> </ol>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p><b>第4 普及・啓発及び教育を要する事項</b></p> <p>1 町地域防災計画の概要</p> <p>2 北海道防災基本条例の概要</p> <p>3 災害に対する一般的知識</p> <p>4 災害の予防措置</p> <p>（1）自助（備蓄）の心得</p> <p>（2）防災の心得</p> <p>（3）火災予防の心得</p> <p>（4）台風襲来時の家庭の保全方法</p> <p>（5）農作物の災害予防事前措置</p> <p>（6）その他</p> <p>5 災害の応急措置</p> <p>（1）災害対策の組織、編成、分掌事項</p> <p>（2）災害の調査及び報告の要領・方法</p> <p>（3）防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領</p> <p>（4）災害時の心得</p> <p>ア（家庭内、組織内の）連絡体制</p> <p>イ 気象情報の種別と対策</p> <p>ウ 避難時の心得</p> <p>エ 被災世帯の心得</p> <p>6 災害復旧措置</p> <p>（1）被災農作物に対する応急措置</p> <p>（2）その他</p> <p>7 その他必要な事項</p> <p><b>第5 職員・消防団員の防災教育の推進</b></p> <p><b>1 町地域防災計画の周知徹底</b></p> <p>町職員、消防団員に対し、町地域防災計画の周知徹底を図り、災害予防、災害時の分担任務等、応急対策、災害復旧・復興活動が滑らかに行えるよう防災知識の周知徹底を図るよう努める。</p> <p><b>2 研修会等への積極的な参加</b></p> <p>防災業務に従事する職員に対しては、研修会等への積極的参加により防災意識・知識・技術の向上に努める。</p> <p><b>第6 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進</b></p> <p>1 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。</p> <p>2 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。</p> <p>3 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。</p> <p>4 児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等</p>	<p><b>第4 普及・啓発及び教育を要する事項</b></p> <p>1 町地域防災計画の概要</p> <p>2 北海道防災基本条例の概要</p> <p>3 災害に対する一般的知識</p> <p>4 災害の予防措置</p> <p>（1）自助（<b>身を守るための備えや備蓄</b>）・<b>共助</b>の心得</p> <p>（2）防災の心得</p> <p>（3）火災予防の心得</p> <p>（4）台風襲来時の家庭の保全方法</p> <p>（5）農作物の災害予防事前措置</p> <p>（6）その他</p> <p>5 災害の応急措置</p> <p>（1）災害対策の組織、編成、分掌事項</p> <p>（2）災害の調査及び報告の要領・方法</p> <p>（3）防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領</p> <p>（4）災害時の心得</p> <p>ア（家庭内、組織内の）連絡体制</p> <p>イ 気象情報の種別と対策</p> <p>ウ 避難時の心得</p> <p>エ 被災世帯の心得</p> <p>6 災害復旧措置</p> <p>（1）被災農作物に対する応急措置</p> <p>（2）その他</p> <p>7 その他必要な事項</p> <p><b>第5 職員・消防団員の防災教育の推進</b></p> <p><b>1 町地域防災計画の周知徹底</b></p> <p>町職員、消防団員に対し、町地域防災計画の周知徹底を図り、災害予防、災害時の分担任務など、応急対策、災害復旧・復興活動が滑らかに行えるよう防災知識の周知徹底を図るよう努める。</p> <p><b>2 研修会等への積極的な参加</b></p> <p>防災業務に従事する職員に対しては、研修会等への積極的参加により防災意識・知識・技術の向上に努める。</p> <p><b>第6 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進</b></p> <p>1 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象<b>や</b>災害の予防等の知識の向上及び防災の実践<b>的な対応方法</b>（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。</p> <p>2 学校における体系的<b>かつ地域の災害リスクに基づいた</b>防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。</p> <p>3 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。</p> <p>4 児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>に努める。</p> <p>5 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。</p> <p>6 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。</p> <p><b>第7 事業所等に対する防災知識の普及</b></p> <p>危険物施設や多くの人が利用する事業所の管理者に対し、広報やパンフレットの配布を通じて防災知識の普及・啓発を図るよう努める。</p> <p><b>1 普及・啓発の内容</b></p> <p>(1) 事業所等の防災体制の確立</p> <p>(2) 施設、設備の保安管理</p> <p>(3) 出火防止、初期消火、応急救護訓練の実施</p> <p><b>2 普及・啓発の方法</b></p> <p>(1) 講習会等の実施</p> <p>(2) 事業所独自での防災訓練の実施</p> <p>(3) パンフレットの配布、ポスターの掲示</p> <p><b>第8 要配慮者における防災教育</b></p> <p>町は、要配慮者が自らの対応能力を高めるために、要配慮者の態様に応じた防災教育の充実強化を図るとともに、要配慮者をはじめ、家族、町民に対する防災知識の普及活動について広報誌等を通じて行うほか、防災パンフレット、防災マップ等を作成し、配布することにより、日頃から防災に対する意識の高揚を図る。</p> <p><b>第9 社会福祉施設等の施設管理者における防災教育</b></p> <p>町は、社会福祉施設等の施設管理者及び職員の対応能力を高めるために、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、防災教育の充実強化を図る。</p> <p><b>第2節 防災訓練計画</b></p> <p>災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、この計画の定めるところによる。</p> <p><b>第1 訓練実施機関</b></p> <p>訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するよう努める。</p> <p>町は、道、防災関係機関、学校等教育施設、病院、社会福祉施設、事業者、各自治会等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。</p> <p>なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努める。</p>	<p>に努める。</p> <p>5 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。</p> <p>6 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。</p> <p><b>第7 事業所等に対する防災知識の普及</b></p> <p>危険物施設や多くの人が利用する事業所の管理者に対し、広報やパンフレットの配布を通じて防災知識の普及・啓発を図るよう努める。</p> <p><b>1 普及・啓発の内容</b></p> <p>(1) 事業所等の防災体制の確立</p> <p>(2) 施設、設備の保安管理</p> <p>(3) 出火防止、初期消火、応急救護訓練の実施</p> <p><b>2 普及・啓発の方法</b></p> <p>(1) 講習会等の実施</p> <p>(2) 事業所独自での防災訓練の実施</p> <p>(3) パンフレットの配布、ポスターの掲示</p> <p><b>第8 要配慮者における防災教育</b></p> <p>町は、要配慮者が自らの対応能力を高めるために、要配慮者の態様に応じた防災教育の充実強化を図るとともに、要配慮者をはじめ、家族、町民に対する防災知識の普及活動について広報誌等を通じて行うほか、防災パンフレット、防災マップ等を作成し、配布することにより、日頃から防災に対する意識の高揚を図る。</p> <p><b>第9 社会福祉施設等の施設管理者における防災教育</b></p> <p>町は、社会福祉施設等の施設管理者及び職員の対応能力を高めるために、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、防災教育の充実強化を図る。</p> <p><b>第2節 防災訓練計画</b></p> <p>災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、この計画の定めるところによる。</p> <p><b>第1 訓練実施機関</b></p> <p>訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。</p> <p>町は、道、防災関係機関、学校等教育施設、病院、社会福祉施設、事業者、各自治会等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。</p> <p>なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努めるものとする。</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p><b>第2 訓練の種別</b></p> <p><b>1 町の災害対応能力の強化を図る訓練</b></p> <p>(1) 災害対策本部設置運営訓練</p> <p>(2) 情報収集・伝達（広報）訓練</p> <p>(3) 避難誘導訓練</p> <p>(4) 避難場所開設・運営訓練</p> <p>(5) 医療救護・救助救出訓練</p> <p>(6) 水防訓練</p> <p>(7) 消防訓練</p> <p>(8) 防災図上訓練</p> <p>(9) 総合防災訓練</p> <p>(10) その他災害に関する訓練</p> <p><b>2 地域住民の防災知識・意識の向上を図る訓練</b></p> <p>(1) 身の安全を確保する訓練</p> <p>(2) 情報収集・伝達訓練</p> <p>(3) 消火訓練</p> <p>(4) 避難訓練</p> <p>(5) 救出救護訓練</p> <p>(6) 防災図上訓練</p> <p>(7) 避難場所開設運営訓練</p> <p><b>第3 相互応援協定に基づく訓練</b></p> <p>町は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するよう努める。</p> <p><b>第4 民間団体等との連携</b></p> <p>町は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練の実施に努める。</p> <p><b>第5 複合災害に対応した訓練の実施</b></p> <p>町は、防災関係機関と連携し、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。</p> <p><b>第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画</b></p> <p>災害時における住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握については、津別町防災備蓄計画によるほか、この計画の定めるところによる。</p>	<p><b>第2 訓練の種別</b></p> <p><b>1 町の災害対応能力の強化を図る訓練</b></p> <p>(1) 災害対策本部設置運営訓練</p> <p>(2) 情報通信訓練</p> <p>(3) 避難誘導訓練</p> <p>(4) 避難場所開設・運営訓練</p> <p>(5) 医療救護・救助救出訓練</p> <p>(6) 水防訓練</p> <p>(7) 消防訓練</p> <p>(8) 防災図上訓練</p> <p>(9) 総合訓練</p> <p>(10) 救難救助訓練</p> <p>(11) 非常招集訓練</p> <p>(12) その他災害に関する訓練</p> <p><b>2 地域住民の防災知識・意識の向上を図る訓練</b></p> <p>(1) 身の安全を確保する訓練</p> <p>(2) 情報収集・伝達訓練</p> <p>(3) 消火訓練</p> <p>(4) 避難訓練</p> <p>(5) 救出救護訓練</p> <p>(6) 防災図上訓練</p> <p>(7) 避難場所開設運営訓練</p> <p><b>第3 相互応援協定に基づく訓練</b></p> <p>町は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。</p> <p><b>第4 民間団体等との連携</b></p> <p>町は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。</p> <p><b>第5 複合災害に対応した訓練の実施</b></p> <p>町は、防災関係機関と連携し、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。</p> <p><b>第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画</b></p> <p>災害時における住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握については、津別町防災備蓄計画によるほか、この計画の定めるところによる。</p> <p>その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。</p> <p>また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p><b>第1 食料その他の物資の確保</b></p> <p>1 町は、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。</p> <p>町長は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努める。</p> <p>2 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料及び生活用品の備蓄に努めるよう啓発を行う。</p> <p><b>第2 家庭での備蓄</b></p> <p>1 食料及び生活用品を買い置きしておくなどの日常的な食料の備蓄習慣の普及を図る。</p> <p>2 各家庭で、災害時に必要と思われる品をまとめた「非常用持ち出し袋」を用意する習慣の普及を図る。</p> <p><b>第3 公共での備蓄</b></p> <p>1 寝具、その他生活必需品等、緊急度、重要度の高いもの、即時調達の難しいものについて優先的に最低限の備蓄と管理を行う。</p> <p>2 被害を受けにくい場所への防災倉庫の設置等、備蓄物資の保存場所の整備を図る。</p> <p>3 自ら食料その他の物資の調達等を行うことが困難な場合でも、被災者に確実かつ迅速に届けられるように物資の調達体制の整備に努める。</p> <p>4 備蓄品は、防災倉庫及び拠点避難所に整備する。</p> <div data-bbox="691 1623 1397 1671" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">資料17 備蓄の品目</div> <p><b>第4 防災資機材の整備</b></p> <p>町は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努める。</p>	<p>結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</p> <p><b>第1 食料その他の物資の確保</b></p> <p>1 町は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、おおむね発災から3日目までに必要な数量（住民持参分を除く）を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。</p> <p>[備蓄品の例]</p> <p>食料…米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク</p> <p>飲料水…ペットボトル水</p> <p>生活必需品…毛布、哺乳びん、女性用品、おむつ（小児用・大人用）</p> <p>衛生用品…マスク、消毒液</p> <p>燃料…ガソリン、灯油</p> <p>その他…トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋</p> <p>2 町は、防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、住民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。</p> <p>3 町は、本章第18節「業務継続計画の策定」の重要6要素の1つとして、災害時に業務を遂行する職員等のための飲料水、食料等を確保する。その際、災害時、孤立により外部からの飲料水、食料等の調達が不可能となる場合があることを考慮する。</p> <p><b>第2 家庭での備蓄</b></p> <p>1 食料及び生活用品を買い置きしておくなどの日常的な食料の備蓄習慣の普及を図る。</p> <p>2 各家庭で、災害時に必要と思われる品をまとめた「非常用持ち出し袋」を用意する習慣の普及を図る。</p> <p><b>第3 公共での備蓄</b></p> <p>1 寝具、その他生活必需品等、緊急度、重要度の高いもの、即時調達の難しいものについて優先的に最低限の備蓄と管理を行う。</p> <p>2 被害を受けにくい場所への防災倉庫の設置等、備蓄物資の保存場所の整備を図る。</p> <p>3 自ら食料その他の物資の調達等を行うことが困難な場合でも、被災者に確実かつ迅速に届けられるように物資の調達体制の整備に努める。</p> <p>4 備蓄品は、防災倉庫及び拠点避難所に整備する</p> <div data-bbox="1961 1623 2668 1671" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">資料17 備蓄の品目</div> <p><b>第4 防災資機材の整備</b></p> <p>町は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努める。</p> <p>また町は、本章第18節「業務継続計画の策定」の重要6要素の1つとして、災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要なことを踏まえ、停電に備えた非常用発電機とその燃料を確保する。</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p><b>第5 備蓄倉庫等の整備</b> 町は、防災倉庫の整備、充実に努める。</p> <p><b>第4節 相互応援（受援）体制整備計画</b> 町は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し、他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努める。</p> <p>また、町は、道等と連携し、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努める。</p> <p><b>第1 基本的な考え方</b> 町は、<b>災害発生時</b>に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める。</p> <p>また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるよう努める。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化に努める。</p> <p><b>第2 相互応援（受援）体制の整備</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>道や他の市町村への応援要請又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底する等、必要な応援準備及び受援体制を整えておく。</li> <li>必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付ける等、必要な準備を整える。</li> <li>相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。</li> </ol> <p><b>第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備</b> 町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備に努める。</p>	<p><b>第5 備蓄倉庫等の整備</b> 町は、防災倉庫の整備、充実に努める。</p> <p><b>第4節 相互応援（受援）体制整備計画</b> 町は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し、<b>（削除）</b>他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努める<b>ものとする。</b></p> <p>また、町は、道等と連携し、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努める<b>ものとする。</b></p> <p><b>第1 基本的な考え方</b> 町は、<b>災害時</b>に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める<b>ものとする。</b></p> <p>また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて<b>情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて</b>応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について<b>確認を行うなど、</b>必要な準備を整えるよう努める<b>ものとする。</b>併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、<b>応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や町地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、</b>防災総合訓練などにおいて<b>応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。</b></p> <p><b>第2 相互応援（受援）体制の整備</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>道や他の市町村への応援要請又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底する等、必要な応援準備及び受援体制を整えておく<b>ものとする。</b></li> <li>必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付ける等、必要な準備を整える<b>ものとする。</b></li> <li><b>災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、</b>近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する<b>ものとする。</b></li> </ol> <p><b>第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>町及び道は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力し、発災時の災害ボランティアとの連携についても検討するものとする。</b></li> <li>町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体</li> </ol>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>第5節 自主防災組織の育成等に関する計画</p> <p>災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。</p> <p>その際、女性の参画の促進に努める。</p> <p>第1 地域住民による自主防災組織</p> <p>町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立に努める。</p> <p>なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努める。</p> <p>第2 事業所等の防災組織</p> <p>多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。</p> <p>また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。</p> <p>第3 自主防災組織の活動マニュアルの作成</p> <p>災害時にどのような活動をすればよいか、わかりやすい活動マニュアルを作成する。</p> <p>第4 自主防災組織の編成</p> <p>自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくこととする。</p> <p>なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。</li> <li>2 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。</li> </ol>	<p>との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。</p> <p>3 町及び道は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>4 町及び道は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p> <p>第5節 自主防災組織の育成等に関する計画</p> <p>災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。</p> <p>その際、女性の参画の促進に努めるものとする。</p> <p>第1 地域住民による自主防災組織</p> <p>町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。</p> <p>なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。</p> <p>第2 事業所等の防災組織</p> <p>多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。</p> <p>また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。</p> <p>第3 自主防災組織の活動マニュアルの作成</p> <p>災害時にどのような活動をすればよいか、わかりやすい活動マニュアルを作成する。</p> <p>第4 自主防災組織の編成</p> <p>自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくこととする。</p> <p>なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。</li> <li>2 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。</li> </ol>	



現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p><b>第5 自主防災組織の活動</b></p> <p><b>1 平常時の活動</b></p> <p><b>（1）防災知識の普及</b> 災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるため、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及に努める。</p> <p><b>（2）防災訓練の実施</b> 災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施するよう努め、防災活動に必要な知識及び技術の習得を図る。 訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮する。</p> <p><b>ア 情報収集伝達訓練</b> 防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練</p> <p><b>イ 消火訓練</b> 火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する訓練</p> <p><b>ウ 避難訓練</b> 避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるようにするための訓練</p> <p><b>エ 救出救護訓練</b> 家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する訓練</p> <p><b>オ 図上訓練</b> 町内における図面を活用し、想定される災害に対して地区の防災上の弱点等を見出し、それに対処する避難方法等を地域で検討して実践するなど、地域住民の立場に立って図上で行う訓練</p> <p><b>（3）防災点検の実施</b> 家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて被害拡大の原因を一斉に点検する防災点検を行うよう努める。</p> <p><b>（4）防災用資機材等の整備・点検</b> 自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃からの点検に努める。</p> <p><b>2 非常時及び災害時の活動</b></p> <p><b>（1）情報の収集伝達</b> 自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する必要がある。 このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。</p> <p><b>ア 防災関係機関との連絡のための手段</b></p>	<p><b>第5 自主防災組織の活動</b></p> <p><b>1 平常時の活動</b></p> <p><b>（1）防災知識の普及</b> 災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるため、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。</p> <p><b>（2）防災訓練の実施</b> 災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。 訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮する。</p> <p><b>ア 情報収集伝達訓練</b> 防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。</p> <p><b>イ 消火訓練</b> 火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。</p> <p><b>ウ 避難訓練</b> 避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるように実施する。</p> <p><b>エ 救出救護訓練</b> 家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。</p> <p><b>オ 図上訓練</b> 町内における図面を活用し、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討して実践するなど、地域住民の立場に立った図上訓練を実施する。</p> <p><b>（3）防災点検の実施</b> 家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて被害拡大の原因を一斉に防災点検を行う。</p> <p><b>（4）防災用資機材等の整備・点検</b> 自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃からの点検を行う。</p> <p><b>2 非常時及び災害時の活動</b></p> <p><b>（1）情報の収集伝達</b> 自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する（削除）。 このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。</p> <p><b>ア 連絡をとる防災関係機関</b></p> <p><b>イ 防災関係機関との連絡のための手段</b></p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p><b>イ</b> 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート</p> <p>また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。</p> <p><b>（2）出火防止及び初期消火</b></p> <p>家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。</p> <p><b>（3）救出救護活動の実施</b></p> <p>崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、<b>町等</b>に通報するとともに、2次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。</p> <p>また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。</p> <p><b>（4）避難の実施</b></p> <p><b>避難行動に時間を要する要配慮者・支援者などに対する避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告、避難指示（緊急）</b>が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら迅速、かつ、円滑に<b>避難場所や避難所等</b>へ誘導する。</p> <p>特に、避難行動要支援者に対しては、自治会等地域住民の協力のもとに早期に避難させる。</p> <p><b>（5）避難所の運営</b></p> <p>避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。</p> <p>こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（Doはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。</p> <p><b>（6）給食・救援物資の配布及びその協力</b></p> <p>被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。</p> <p>これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。</p> <p><b>第6 自主防災組織間の連携意識の醸成</b></p> <p>災害時に的確な活動ができるよう、交流会、共同訓練等により自主防災組織間の連携強化を図る。</p> <p><b>第6節 避難体制整備計画</b></p> <p>災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、避難場所の確保及び整備等については、この計画の定めるところによる。</p> <p><b>第1 避難誘導体制の構築</b></p> <p>1 町は、大規模火災等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</p> <p>また、必要に応じて避難場所の<b>開錠・開設</b>を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災</p>	<p><b>ウ</b> 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート</p> <p>また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。</p> <p><b>（2）出火防止及び初期消火</b></p> <p>家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。</p> <p><b>（3）救出救護活動の実施</b></p> <p>崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、<b>消防・警察に通報した上で</b>町に通報するとともに、2次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。</p> <p>また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。</p> <p><b>（4）避難の実施</b></p> <p><b>町長等から緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）</b>が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら迅速、かつ、円滑に<b>指定緊急避難場所か指定避難所等</b>へ誘導する。</p> <p>特に、避難行動要支援者に対しては、自治会等地域住民の協力のもとに早期に避難させる。</p> <p><b>（5）指定避難所の運営</b></p> <p><b>指定</b>避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら<b>指定</b>避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。</p> <p>こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（Doはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。</p> <p><b>（6）給食・救援物資の配布及びその協力</b></p> <p>被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。</p> <p>これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。</p> <p><b>第6 自主防災組織間の連携意識の醸成</b></p> <p>災害時に的確な活動ができるよう、交流会、共同訓練等により自主防災組織間の連携強化を図る。</p> <p><b>第6節 避難体制整備計画</b></p> <p>災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、<b>指定緊急</b>避難場所、<b>指定避難所</b>の確保及び整備等については、この計画の定めるところによる。</p> <p><b>第1 避難誘導体制の構築</b></p> <p>1 町は、大規模火災等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、<b>指定</b>避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努める<b>ものとする</b>。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める<b>ものとする</b>。</p> <p>また、必要に応じて避難場所の<b>開放</b>を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動の促進に努める。</p> <p>2 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。</p> <p>3 避難勧告等が発令された場合の<b>安全確保措置</b>としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<b>近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保等</b>を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <p>4 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、<b>被災者の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努める。</b></p> <p>5 町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。</p> <p>6 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、学校施設等と町との連絡・連携体制の構築に努める。</p>	<p>の地域のコミュニティを活かした避難活動の促進に努めるものとする。</p> <p>2 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。</p> <p>3 避難指示等が発令された場合の<b>避難行動</b>としては、指定緊急避難場所、<b>安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難</b>がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<b>「緊急安全確保」</b>を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>4 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、<b>広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。</b></p> <p>5 北見保健所は、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>6 町は、学校等が保護者との間で、<b>災害時</b>における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。</p> <p>7 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、<b>災害時における</b>学校施設等と町との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。</p> <p>8 町は住民票の有無に関わらず、指定緊急避難場所や避難所に避難した者を適切に受け入れられるよう、<b>地域の実情や他の避難者の心情等について</b>勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</p>	
<p><b>第2 避難場所の確保等</b></p> <p>1 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、<b>災害発生時</b>に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。</p> <p>その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。</p> <p>また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害<b>においては</b>当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃か</p>	<p><b>第2 指定緊急避難場所の確保等</b></p> <p>1 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、<b>必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時</b>に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。</p> <p>その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。</p> <p>また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害<b>時に</b>当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考																												
<p>ら住民等への周知徹底に努める。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1463 590 1676 741">異常な現象 基準 管理の基準</th> <th data-bbox="1676 590 1816 741">がけ崩れ ・ 土石流 ・ 地すべり</th> <th data-bbox="1816 590 1941 741">大規模 な 火事</th> <th data-bbox="1941 590 2101 741">洪水</th> <th data-bbox="2101 590 2252 741">内水氾濫 (※1)</th> <th data-bbox="2252 590 2421 741">噴火に 伴い 発生する 火山現象 (※2)</th> <th data-bbox="2421 590 2632 741">地震</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1463 741 1676 1041"></td> <td colspan="6" data-bbox="1676 741 2632 1041"> <p>居住者等に解放され、居住者等受入用部分等（*）について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの</p> <p style="text-align: center;">〔 * 下記 a 2 の場合、居住者等受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる 〕</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1463 1041 1573 1596">施設の構造の基準 又は 立地の基準 (A)・(B)いずれかに該当</td> <td data-bbox="1573 1041 1676 1596">構造(A) 施設の基準が複数ある場合は、その全てを満たすこと</td> <td colspan="4" data-bbox="1676 1041 2421 1596"> <p>想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある（a 2）</p> <p>異常な現象による水圧、波力、振動、衝撃等が作用する力によって、施設の構造耐力上支障のある事態（損壊、転倒、滑動、沈下等）を生じない構造のもの（a 1）</p> </td> <td data-bbox="2421 1041 2632 1596">施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等（※3）に適合するもの（a 3）</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1573 1596 1676 1816">立地(B)</td> <td colspan="4" data-bbox="1676 1596 2421 1816">安全区域内（人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内）にある</td> <td data-bbox="2421 1596 2632 1816">当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない</td> </tr> </tbody> </table>	異常な現象 基準 管理の基準	がけ崩れ ・ 土石流 ・ 地すべり	大規模 な 火事	洪水	内水氾濫 (※1)	噴火に 伴い 発生する 火山現象 (※2)	地震		<p>居住者等に解放され、居住者等受入用部分等（*）について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの</p> <p style="text-align: center;">〔 * 下記 a 2 の場合、居住者等受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる 〕</p>						施設の構造の基準 又は 立地の基準 (A)・(B)いずれかに該当	構造(A) 施設の基準が複数ある場合は、その全てを満たすこと	<p>想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある（a 2）</p> <p>異常な現象による水圧、波力、振動、衝撃等が作用する力によって、施設の構造耐力上支障のある事態（損壊、転倒、滑動、沈下等）を生じない構造のもの（a 1）</p>				施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等（※3）に適合するもの（a 3）		立地(B)	安全区域内（人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内）にある				当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない	
異常な現象 基準 管理の基準	がけ崩れ ・ 土石流 ・ 地すべり	大規模 な 火事	洪水	内水氾濫 (※1)	噴火に 伴い 発生する 火山現象 (※2)	地震																								
	<p>居住者等に解放され、居住者等受入用部分等（*）について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの</p> <p style="text-align: center;">〔 * 下記 a 2 の場合、居住者等受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる 〕</p>																													
施設の構造の基準 又は 立地の基準 (A)・(B)いずれかに該当	構造(A) 施設の基準が複数ある場合は、その全てを満たすこと	<p>想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある（a 2）</p> <p>異常な現象による水圧、波力、振動、衝撃等が作用する力によって、施設の構造耐力上支障のある事態（損壊、転倒、滑動、沈下等）を生じない構造のもの（a 1）</p>				施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等（※3）に適合するもの（a 3）																								
	立地(B)	安全区域内（人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内）にある				当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない																								

※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水  
 ※2 火砕流、溶岩流、噴石、泥石流等  
 ※3 建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考																
<p>2 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に学校、教育委員会等の関係各課や地域住民等の関係者と調整を図る。</p> <p>3 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。</p> <p>4 町は、指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消す。</p> <p>5 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、<b>道知事</b>に通知するとともに公示しなければならない。</p> <p><b>第3 避難所の確保等</b></p> <p>1 町は、災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図る。</p> <p style="text-align: center;"><b>避難所の指定基準</b></p> <table border="1" data-bbox="201 856 1353 1087"> <tr> <td>規模</td> <td>被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>速やかに被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。</td> </tr> <tr> <td>立地</td> <td>想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。</td> </tr> <tr> <td>交通</td> <td>車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。</td> </tr> </table> <p>2 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定する。</p> <p>(1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。</p> <p>(2) <b>災害が発生した場合</b>において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。</p> <p>(3) <b>災害が発生した場合</b>において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。</p> <p>3 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>4 町は、避難所の指定にあたっては、次の事項について努める。</p> <p>(1) 避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。</p> <p>(2) 一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。</p> <p>(3) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係各課や地域住民等の関係者と調整を図る。</p> <p>(4) 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進める。</p>	規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。	構造	速やかに被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。	立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。	交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。	<p>2 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に<b>当該</b>学校、教育委員会等の関係各課や地域住民等の関係者と調整を図る。</p> <p>3 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。</p> <p>4 町は、指定緊急避難場所が廃止、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消す。</p> <p>5 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、<b>知事</b>に通知するとともに公示しなければならない。</p> <p><b>第3 指定避難所の確保等</b></p> <p>1 町は、<b>災害時</b>に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図る。</p> <p style="text-align: center;"><b>避難所の指定基準</b></p> <table border="1" data-bbox="1478 814 2629 1045"> <tr> <td>規模</td> <td>被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>速やかに被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。</td> </tr> <tr> <td>立地</td> <td>想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。</td> </tr> <tr> <td>交通</td> <td>車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。</td> </tr> </table> <p>2 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を<b>指定福祉避難所</b>として指定する。</p> <p>(1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。</p> <p>(2) <b>災害時</b>において要配慮者が相談及び助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。</p> <p>(3) <b>災害時</b>において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。</p> <p>3 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>4 町は、<b>指定</b>避難所の指定にあたっては、次の事項について努める。</p> <p>(1) <b>指定</b>避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの<b>被災住民</b>を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。</p> <p>(2) <b>福祉避難所の指定にあたっては、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられる等、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。</b></p> <p>(3) 学校を<b>指定</b>避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係各課や地域住民等の関係者と調整を図る。</p>	規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。	構造	速やかに被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。	立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。	交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。	
規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。																	
構造	速やかに被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。																	
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。																	
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。																	
規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。																	
構造	速やかに被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。																	
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。																	
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。																	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>5 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。</p> <p>6 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消す。</p> <p>7 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、道知事に通知するとともに公示する。</p> <p><b>第4 市町村における避難計画の策定等</b></p> <p><b>1 避難勧告等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知</b></p> <p>町長は、適時・適切に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）（以下「避難勧告等」という。）を発令するため、あらかじめ避難勧告等の具体的な判断基準（発令基準）を策定する。</p> <p>また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難勧告等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難勧告等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努める。</p> <p>そして、躊躇なく避難勧告等が発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努める。</p> <p><b>2 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知</b></p> <p>町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。</p> <p><b>3 避難計画</b></p> <p>町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努める。</p> <p>また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、自治会、自主防災組織、社会福祉施設等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努める。</p> <p>(1) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令する基準及び伝達方法</p> <p>(2) 避難場所・避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口</p> <p>(3) 避難場所・避難所への経路及び誘導方法</p> <p>(4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制</p> <p>(5) 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項</p>	<p>(4) 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</p> <p>(5) 町は、指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>5 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。</p> <p>6 町は、当該指定避難所が廃止、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。</p> <p>7 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、道知事に通知するとともに公示する。</p> <p><b>第4 町における避難計画の策定等</b></p> <p><b>1 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知</b></p> <p>町長は、適時・適切に避難指示等が発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定する。</p> <p>また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努める。</p> <p>そして、躊躇なく避難指示等が発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努める。</p> <p><b>2 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知</b></p> <p>町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</p> <p><b>3 町の避難計画</b></p> <p>町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。</p> <p>また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、自治会、自主防災組織、社会福祉施設等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。</p> <p>(1) 避難指示等が発令する基準及び伝達方法</p> <p>(2) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口</p> <p>(3) 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む）</p> <p>(4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制</p> <p>(5) 指定緊急避難場所・指定避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>ア 給水、給食措置 イ 毛布、寝具等の支給 ウ 衣料、日用必需品の支給 エ 暖房及び発電機用燃料の確保 オ 負傷者に対する応急救護</p> <p>（6）避難場所・避難所の管理に関する事項 ア 避難中の秩序保持 イ 住民の避難状況の把握 ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達 エ 避難住民に対する各種相談業務</p> <p>（7）避難に関する広報 ア 緊急速報メールによる周知 イ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。）による周知 ウ 避難誘導者による現地広報 エ 自治会等を通じた広報</p> <p><b>4 被災者の把握</b> 被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の町は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。 このため、避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステム整備に努める。なお、個人データの取り扱いには十分留意する。</p> <p><b>第5 防災上重要な施設の管理等</b> 1 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期する。 （1）避難の場所（避難場所、避難所） （2）経路 （3）移送の方法 （4）時期及び誘導並びにその指示伝達の方法 （5）保健、衛生及び給食等の実施方法 （6）暖房及び発電機の燃料確保の方法 2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画の作成に努める。</p> <p><b>第6 公共用地等の有効活用への配慮</b> 町は、道及びその他関係機関と連携し、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮する。</p>	<p>ア 給水、給食措置 イ 毛布、寝具等の支給 ウ 衣料、日用必需品の支給 エ 暖房及び発電機用燃料の確保 オ 負傷者に対する応急救護</p> <p>（6）<b>指定緊急避難場所・指定避難所</b>の管理に関する事項 ア 避難中の秩序保持 イ 住民の避難状況の把握 ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達 エ 避難住民に対する各種相談業務</p> <p>（7）避難に関する広報 ア <b>ホームページ、登録制メール</b>による周知 イ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。）による周知 ウ 避難誘導者による現地広報 エ 自治会等を通じた広報</p> <p><b>4 被災者の把握</b> 被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の町は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や<b>指定避難所</b>への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。 このため、<b>指定避難所</b>における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステム整備に努める。なお、個人データの取り扱いには十分留意する。 <b>また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。</b></p> <p><b>第5 防災上重要な施設の管理等</b> 1 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期する<b>ものとする</b>。 （1）避難の場所（<b>指定緊急避難場所、指定避難所</b>） （2）経路 （3）移送の方法 （4）時期及び誘導並びにその指示伝達の方法 （5）保健、衛生及び給食等の実施方法 （6）暖房及び発電機の燃料確保の方法 2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画の作成<b>するものとする</b>。</p> <p><b>第6 公共用地等の有効活用への配慮</b> 町は、道及びその他関係機関と連携し、避難場所、<b>（削除）</b>備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮する<b>ものとする</b>。</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p><b>第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画</b></p> <p>災害発生時における要配慮者の安全の確保等については、この計画の定めるところによる。</p> <p><b>第1 安全対策</b></p> <p>災害発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町、道及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、自治会及び自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。</p> <p><b>1 町の対策</b></p> <p>町は、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿の作成・定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p>また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進する。</p> <p><b>（1）全体計画の策定</b></p> <p>町は避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、町防災計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、町防災計画の下位計画に当たる全体計画として避難行動要支援者支援マニュアルを定める。</p> <p><b>（2）避難行動要支援者の把握</b></p> <p>町は、避難行動要支援者について、町の関係各課における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。</p> <p><b>ア 避難行動要支援者の実態把握</b></p> <p>町は、避難行動要支援者について、あらかじめその実態を把握することを目的に、必要な限度において関係各課が保有する情報を利用することができる。</p> <p><b>イ 避難行動要支援者の範囲</b></p> <p>避難行動要支援者の範囲は次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>避難行動要支援者の範囲</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護保険の要介護3以上の認定を受けている在宅者</li> <li>2 身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている者</li> <li>3 療育手帳A判定の交付を受けている者</li> <li>4 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者</li> <li>5 人工透析者、難病患者</li> <li>6 高齢者（65歳以上の者で、町長が必要と認めた者）</li> <li>7 その他支援を必要と認めた者</li> </ol> </div>	<p><b>第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画</b></p> <p>災害時における要配慮者の安全の確保等については、この計画の定めるところによる。</p> <p><b>第1 安全対策</b></p> <p>災害時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町、道及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、自治会及び自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。</p> <p><b>1 町の対策</b></p> <p>町は、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。</p> <p><b>（1）全体計画の策定</b></p> <p>町は避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、町防災計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、町防災計画の下位計画に当たる全体計画として避難行動要支援者支援マニュアルを定める。</p> <p><b>（2）避難行動要支援者の把握</b></p> <p>町は、避難行動要支援者について、町の関係各課における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。</p> <p><b>ア 避難行動要支援者の実態把握</b></p> <p>町は、避難行動要支援者について、あらかじめその実態を把握することを目的に、必要な限度において関係各課が保有する情報を利用することができる。</p> <p><b>イ 避難行動要支援者の範囲</b></p> <p>避難行動要支援者の範囲は次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>避難行動要支援者の範囲</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護保険の要介護3以上の認定を受けている在宅者</li> <li>2 身体障害者手帳の障害が下肢、体幹、視力、聴力障害のいずれか1級・2級の交付を受けている者</li> <li>3 療育手帳A判定の交付を受けている者</li> <li>4 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者</li> <li>5 （削除）難病患者</li> <li>6 その他支援を必要と認めた者</li> </ol> </div>	



現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>(3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有</p> <p><b>ア 避難行動要支援者名簿の作成</b> 町は、要配慮者のうち、<b>災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合</b>に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。 避難行動要支援者名簿は、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。 (ア) 氏名 (イ) 生年月日 (ウ) 住所又は居所 (エ) 電話番号 (オ) 避難支援等を必要とする理由 (カ) その他町長が必要と認める事項</p> <p><b>イ 避難行動要支援者名簿の提供</b> 町は、避難行動要支援者本人の同意を得て、平常時から避難支援等関係者に名簿を提供することができる。ただし、<b>現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</b>には、本人の同意の有無にかかわらず、名簿を避難支援等関係者その他の者に提供することができる。</p> <p><b>ウ 関係機関等からの情報の取得</b> 町は、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められる時は、関係機関等に対し書面をもって情報の提供を求めることができる。</p> <p><b>エ 情報の漏えいの防止</b> 町は、避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者に対し、適正な情報管理を図り、名簿情報の漏えいを防止するために次の措置を講ずるよう求める。 (ア) 個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱うこと。 (イ) 名簿により知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または避難支援及び安否確認以外の目的に使用しないこと。また、名簿を返還または廃棄した後においても同様とする。 (ウ) 名簿を複写しないこと。 (エ) 名簿の管理責任者を定め適切な管理を行うこと。 (オ) 個人情報の適正管理について、町と協定を締結すること。</p> <p><b>オ 避難行動要支援者名簿の更新</b> 町は、避難行動要支援者名簿の情報について、自治会等の協力も得て適宜最新の状態に保つように努めるとともに、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有する。</p> <p>(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 町は、平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者を、あらかじめ避難支援等</p>	<p>(3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報提供</p> <p>町は、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものについて、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。 また、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。</p> <p><b>ア 避難行動要支援者名簿の作成</b> 町は、要配慮者のうち、<b>災害時</b>に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。 避難行動要支援者名簿は、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。 (ア) 氏名 (イ) 生年月日 (ウ) 住所又は居所 (エ) 電話番号 (オ) 避難支援等を必要とする理由 (カ) その他町長が必要と認める事項</p> <p><b>イ 避難行動要支援者名簿の提供</b> 町は、避難行動要支援者本人の同意を得て、平常時から避難支援等関係者に名簿を提供することができる。ただし、<b>(削除) 災害時</b>には、本人の同意の有無にかかわらず、名簿を避難支援等関係者その他の者に提供することができる。</p> <p><b>ウ 関係機関等からの情報の取得</b> 町は、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められる時は、関係機関等に対し書面をもって情報の提供を求めることができる。</p> <p><b>エ 情報の漏えいの防止</b> 町は、避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者に対し、適正な情報管理を図り、名簿情報の漏えいを防止するために次の措置を講ずるよう求める。 (ア) 個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱うこと。 (イ) 名簿により知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または避難支援及び安否確認以外の目的に使用しないこと。また、名簿を返還または廃棄した後においても同様とする。 (ウ) 名簿を複写しないこと。 (エ) 名簿の管理責任者を定め適切な管理を行うこと。 (オ) 個人情報の適正管理について、町と協定を締結すること。</p> <p><b>オ 避難行動要支援者名簿の更新</b> 町は、避難行動要支援者名簿の情報について、自治会等の協力も得て適宜最新の状態に保つように努めるとともに、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有する。</p> <p>(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 町は、名簿情報の提供について条例による特別の定めがある場合又は平常時から名簿情報を提供す</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>関係者に名簿を提供するとともに、名簿情報の漏えいの防止等情報管理に関し必要な措置を講ずる。</p> <p><b>（5）個別計画の策定</b> 町は、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等についての個別計画を策定するよう努める。</p> <p><b>（6）避難行動支援に係る地域防災力の向上</b> 町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化に努める。</p> <p><b>（7）福祉避難所の指定</b> 町は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。</p> <p><b>2 社会福祉施設等の対策</b></p> <p><b>（1）防災設備等の整備</b> 施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。 また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。</p>	<p>ることに避難行動要支援者の同意を得られた場合に、消防機関、都道府県警察、民生委員、地域医師会、介護関係団体、障害者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、町社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿情報を提供する。</p> <p><b>（5）個別避難計画の策定</b> 町は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、避難支援等関係者と連携しながら作成に取り組む。</p> <p><b>（6）避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供</b> 町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、町地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。</p> <p><b>（7）個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応</b> 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。</p> <p><b>（8）避難行動支援に係る地域防災力の向上</b> 町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。 地区防災計画が定められている場合は、個別避難計画で定められた避難支援等を含め、地域全体での避難が円滑に行われるよう、地区全体の中での避難支援の役割分担や支援内容が整理され、両計画の整合性が図られるとともに、訓練等で両計画の連動について実効性を確認すること。</p> <p><b>（9）福祉避難所の指定</b> 町は、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。</p> <p><b>2 社会福祉施設等の対策</b></p> <p><b>（1）防災設備等の整備</b> 施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。 また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。 特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p><b>（2）組織体制の整備</b> 施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。 特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。 また、平常時から町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。</p> <p><b>（3）緊急連絡体制の整備</b> 施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整える。</p> <p><b>（4）防災教育・防災訓練の充実</b> 施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。 また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。 特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。</p> <p><b>第2 外国人に対する対策</b> 町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。 また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。</p> <p><b>第8節 情報収集・伝達体制整備計画</b> 平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、この計画の定めるところによる。</p> <p><b>第1 町防災会議構成機関</b> 1 情報等の収集及び連絡を迅速かつ的確に行うため、気象等特別警報・警報・注意報及び災害情報等の取扱い要領を定め、災害発生時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定め</p>	<p><b>事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</b></p> <p><b>（2）組織体制の整備</b> 施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。 特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。 また、平常時から町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。</p> <p><b>（3）緊急連絡体制の整備</b> 施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整える。</p> <p><b>（4）防災教育・防災訓練の充実</b> 施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。 また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。 特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。</p> <p><b>第2 外国人に対する対策</b> 町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、<b>災害時</b>に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。 また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 多言語による広報の充実</li> <li>2 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化</li> <li>3 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施</li> <li>4 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置</li> </ol> <p><b>第8節 情報収集・伝達体制整備計画</b> 平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、この計画の定めるところによる。</p> <p><b>第1 町防災会議構成機関</b> 1 情報等の収集及び連絡を迅速かつ的確に行うため、気象等特別警報・警報・注意報及び災害情報等の取扱い要領を定め、<b>災害時</b>に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めるも</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>る。</p> <p>2 情報に関して必要とする資料その他を積極的に町防災会議構成員間で共有するとともに、本計画に資料として掲載するよう努める。</p> <p>3 災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するとともに、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努める。</p> <p><b>第2 町、道及び防災関係機関</b></p> <p>1 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、情報が入り困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。</p> <p>2 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うための情報伝達手段として、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（L-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール）、SNS等の多様な伝達手段を活用し、地域住民、事業所等へ情報を提供できるように整備を推進する。</p> <p>なお、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、道、町、消防本部等を通じた一体的な整備に努める。</p> <p>3 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。</p> <p>4 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに、非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行う等して、運用管理体制の整備を図る。</p> <p>5 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施する。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努める。</p>	<p>のとする。</p> <p>2 情報に関して必要とする資料その他を積極的に町防災会議構成員間で共有するとともに、本計画に資料として掲載するよう努める。</p> <p>3 災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するとともに、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。</p> <p><b>第2 町、道及び防災関係機関</b></p> <p>1 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、情報が入り困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話等により、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。</p> <p>2 町は、本章第18節「業務継続計画の策定」の重要6要素の1つとして、災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要なことを想定した上で、災害時における停電の発生や、断線、輻輳等による固定電話、携帯電話等が使用不能な場合も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うための情報伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、無線通信システムの整備を図るとともにIP通信網、ケーブルテレビ網等の有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>また、電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。</p> <p>なお、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、(削除)町、国、道、消防本部等を通じた一体的な整備に努める。</p> <p>3 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。</p> <p>なお、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。</p> <p>4 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに、非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行う等して、運用管理体制の整備を図るものとする。</p> <p>5 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施すること。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努めるものとする。</p> <p>6 町は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努めるものとする。</p> <p>なお、その場合において、様々な災害に対応できるように、複数箇所の選定に努めるものとする。</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p><b>第9節 建築物災害予防計画</b></p> <p>風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するため必要な措置事項については、この計画の定めるところによる。</p> <p><b>第1 建築物防災の現状</b></p> <p>本町の市街地には建築物が<b>密集しており</b>、火災の発生や延焼拡大の可能性がある。 ただし、本町は都市計画法の適用外のため、防火地域、準防火地域の指定は無い。</p> <p><b>第2 予防対策</b></p> <p>建築物が密集して火災により多くの被害が発生するおそれのある地域においては、耐火建築物の建築や建築物の不燃化等についての啓蒙を行う。</p> <p><b>第10節 消防計画</b></p> <p>火災発生 of 未然防止、初期消火の徹底を図るための事業所・住民に対する火災予防に関する指導、消防力の整備強化については、この計画の定めるところによる。</p> <p><b>第1 出火の予防</b></p> <p><b>1 防火思想の普及高揚</b></p> <p>(1) 毎年2回（春季：4月20日から4月30日、秋季：10月15日から10月31日）の火災予防運動、防火点検、講演会、講習会等を通じて火災の恐ろしさ、出火防止等についての知識等の普及を図る。 (2) 防災機関の訓練とともに、事業所・住民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。 (3) 寝たきりや一人暮らしの高齢者、心身障がい者等のいる家庭については家庭訪問を行い、出火防止、避難方法等について指導を行う。</p> <p><b>2 民間防火組織の育成</b></p> <p>自治会等での自主防災組織の育成に努めるとともに、適切な指導助言を行う。</p> <p><b>3 予防査察の強化</b></p> <p>(1) 多数の者が出入りする防火対象物については定期的に予防査察を実施する。 (2) 特に公共施設等、火災発生時に人命に危険があると思われる施設・対象物については特別査察を必要に応じて行う。</p> <p><b>4 防火対象物の防火体制の推進</b></p> <p>消防法に規定する防火対象物には防火管理者を専任させるとともに、消防計画の作成、避難等の訓練の実施、消防施設等の点検整備・設置指導、火気の使用又は取扱いに関する指導を行う。</p> <p><b>第2 消防体制の整備</b></p> <p>町は、将来人口が減少する中で、複雑多様化、<b>大規模化</b>する災害に対応可能な消防体制を確立するため、消防の対応力強化に努める。</p> <p><b>第3 消防力の強化</b></p> <p><b>1 消防団の消防力の整備強化</b></p> <p>(1) 本町の消防団は、本団（女性部を含む）と3つの分団（津別、活汲、本岐）によって構成されて</p>	<p><b>第9節 建築物災害予防計画</b></p> <p>風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するため必要な措置事項については、この計画の定めるところによる。</p> <p><b>第1 建築物防災の現状</b></p> <p>本町の市街地には建築物が<b>密集している場所もあるため</b>、火災の発生や延焼拡大の可能性がある。 ただし、本町は都市計画法の適用外のため、防火地域、準防火地域の指定は無い。</p> <p><b>第2 予防対策</b></p> <p>建築物が密集して火災により多くの被害が発生するおそれのある地域においては、耐火建築物の建築や建築物の不燃化等についての啓蒙を行う。</p> <p><b>第10節 消防計画</b></p> <p>火災発生 of 未然防止、初期消火の徹底を図るための事業所・住民に対する火災予防に関する指導、消防力の整備強化については、この計画の定めるところによる。</p> <p><b>第1 出火の予防</b></p> <p><b>1 防火思想の普及高揚</b></p> <p>(1) 毎年2回（春季：4月20日から4月30日、秋季：10月15日から10月31日）の火災予防運動、防火点検、講演会、講習会等を通じて火災の恐ろしさ、出火防止等についての知識等の普及を図る。 (2) 防災機関の訓練とともに、事業所・住民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。 (3) 寝たきりや一人暮らしの高齢者、心身障がい者等のいる家庭については家庭訪問を行い、出火防止、避難方法等について指導を行う。</p> <p><b>2 民間防火組織の育成</b></p> <p>自治会等での自主防災組織の育成に努めるとともに、適切な指導助言を行う。</p> <p><b>3 予防査察の強化</b></p> <p>(1) 多数の者が出入りする防火対象物については定期的に予防査察を実施する。 (2) 特に公共施設等、火災発生時に人命に危険があると思われる施設・対象物については特別査察を必要に応じて行う。</p> <p><b>4 防火対象物の防火体制の推進</b></p> <p>消防法に規定する防火対象物には防火管理者を専任させるとともに、消防計画の作成、避難等の訓練の実施、消防施設等の点検整備・設置指導、火気の使用又は取扱いに関する指導を行う。</p> <p><b>第2 消防体制の整備</b></p> <p>町は、将来人口が減少する中で、複雑多様化、<b>激甚化</b>する災害に対応可能な消防体制を確立するため、消防の対応力強化に努める。</p> <p><b>第3 消防力の強化</b></p> <p><b>1 消防団の消防力の整備強化</b></p> <p>(1) 本町の消防団は、本団（女性部を含む）と3つの分団（津別、活汲、本岐）によって構成されて</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>おり、町外への就業や高齢化等により昼間の活動ができる消防団員が減少してきているため、幅広い住民からの消防団活動への参加と協力を求める。</p> <p>(2) 消防団員の知識及び技術の向上を図るため、関係各機関による教養訓練への派遣等に努める。</p> <p>(3) 災害の複雑・多様化に対応するため、消防装備の充実強化を図る。</p> <p><b>2 津別消防署の充実</b></p> <p>津別消防署の消防設備・消防体制の強化を促進する。</p> <p><b>3 水防水利の整備</b></p> <p>河川、用水等の自然水利の確保と消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の計画的な整備を進めるとともに、定期的な点検・整備を行う。</p> <div data-bbox="691 638 1397 821" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>資料4 消防団定員の区分</p> <p>資料5 消防団管轄区域</p> <p>資料6 消防設備状況</p> <p>資料7 水利配置図</p> </div> <p><b>第4 消防職員及び消防団員の教育訓練</b></p> <p>町は、消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の錬成と第一線防災活動の充実強化を図るため、消防学校及び町において「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。</p> <p><b>第5 広域消防応援体制</b></p> <p>町は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、<b>災害発生時</b>においては、必要に応じ消防機関の応援協定や第5章第7節「広域応援・受援計画」に基づき、他の消防機関、他市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。</p> <p><b>第6 火災に強い環境づくり</b></p> <p>公共施設、公共的建物への消防用施設、避雷設備、防火壁等の設置を進める。</p> <p><b>第7 林野火災の予防</b></p> <p>林野火災の予防については、「津別町山火事予防対策要綱」及び「津別町山火事予防規則」に基づき、次の対策を講じ林野火災の予防に努める。</p> <p><b>1 林野火災警防思想の普及</b></p> <p>(1) 広報、新聞、テレビ等による啓発</p> <p>(2) ポスター、チラシ、ステッカー、パンフレット、看板等による啓発</p> <p>(3) <b>児童、生徒の協力によるポスター、標語募集</b></p> <p>(4) 山火事予防デーの設定</p> <p><b>2 一般入林者対策</b></p> <p>ハイキング、山菜採取等の入林者に対し、防災教育、パトロール、看板の提示等次の事項を厳守するよう啓発する。</p> <p>(1) 入林中のたき火や喫煙を禁止する。</p> <p>(2) 入林する場合、国有林については網走南部森林管理署津別事務所、道有林についてはオホーツク総合振興局東部森林室、民有林については所有者の入林許可が必要である。</p>	<p>おり、町外への就業や高齢化等により昼間の活動ができる消防団員が減少してきているため、幅広い住民からの消防団活動への参加と協力を求める。</p> <p>(2) 消防団員の知識及び技術の向上を図るため、関係各機関による教養訓練への派遣等に努める。</p> <p>(3) 災害の複雑・多様化に対応するため、消防装備の充実強化を図る。</p> <p><b>2 津別消防署の充実</b></p> <p>津別消防署の消防設備・消防体制の強化を促進する。</p> <p><b>3 水防水利の整備</b></p> <p>河川、用水等の自然水利の確保と消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の計画的な整備を進めるとともに、定期的な点検・整備を行う。</p> <div data-bbox="1961 638 2668 821" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>資料4 消防団定員の区分</p> <p>資料5 消防団管轄区域</p> <p>資料6 消防設備状況</p> <p>資料7 水利配置図</p> </div> <p><b>第4 消防職員及び消防団員の教育訓練</b></p> <p>町は、消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の錬成と第一線防災活動の充実強化を図るため、消防学校及び町において「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。</p> <p><b>第5 広域消防応援体制</b></p> <p>町は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、<b>災害時</b>においては、必要に応じ消防機関の応援協定や第5章第7節「広域応援・受援計画」に基づき、他の消防機関、他市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。</p> <p><b>第6 火災に強い環境づくり</b></p> <p>公共施設、公共的建物への消防用施設、避雷設備、防火壁等の設置を進める。</p> <p><b>第7 林野火災の予防</b></p> <p>林野火災の予防については、「津別町山火事予防対策要綱」及び「津別町山火事予防規則」に基づき、次の対策を講じ林野火災の予防に努める。</p> <p><b>1 林野火災警防思想の普及</b></p> <p>(1) 広報、<b>ホームページ</b>、新聞、テレビ等による啓発</p> <p>(2) ポスター、チラシ、ステッカー、パンフレット、看板等による啓発</p> <p>(3) <b>削除</b></p> <p>(4) 山火事予防デーの設定</p> <p><b>2 一般入林者対策</b></p> <p>ハイキング、山菜採取等の入林者に対し、防災教育、パトロール、看板の提示等次の事項を厳守するよう啓発する。</p> <p>(1) 入林中のたき火や喫煙を禁止する。</p> <p>(2) 入林する場合、国有林については網走南部森林管理署津別事務所、道有林についてはオホーツク総合振興局東部森林室、<b>町有林については町</b>、民有林については所有者の入林許可が必要である。</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p><b>3 火入れ対策</b></p> <p>林野火災危険期間中（4月から6月までとし、以下「危険期間」という。）の火入れは極力避けるようにし、無許可又は条件を無視して行わないよう指導を徹底する。</p> <p>（1）火入れは、所定の申請書に火入れ地の位置図を添えて津別町役場に提出し許可を受ける。</p> <p>（2）国有林及び道有林から1km以内の火入れについては、森林法第21条第3項の規定により町長の許可を受ける。</p> <p>（3）林野火災警報発令中の火入れは許可しない。</p> <p>（4）火入れ許可後に警報発令又は、気象状況の急変及び人員不足等の場合は、火入れを中止させる。</p> <p>（5）火入れを許可した時は、各関係機関との連絡の万全を図る。</p> <p><b>4 消火資機材の整備</b></p> <p>津別消防署、津別消防団等は消火資機材の整備充実を図る。</p> <p><b>5 相互応援の体制づくり</b></p> <p>林野火災は数日にわたることもあり、また、地域が限定されるため、津別町、消防署、消防団、自治会、日本赤十字奉仕団等の連携が円滑に進むよう協力体制を確立する。</p> <p><b>第11節 水害予防計画</b></p> <p>水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な措置等については、この計画の定めるところによる。</p> <p><b>第1 予防対策</b></p> <p>町は、次のとおり予防対策を実施する。</p> <p>なお、融雪出水に係る水害の予防対策は、本章第14節「融雪災害予防計画」による。</p> <p>1 洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等を環境保全に配慮しながら進める。</p> <p>また、特に水防上警戒を要する区域等について、河川監視を随時実施する等河川の管理に万全を期する。</p> <p>2 災害時に迅速に行動できるよう、日ごろから水防<b>資機材</b>の点検・整備を行う。</p> <p>3 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、<b>防災行政無線（移動局を含む。）</b>、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、<b>ワンセグ</b>等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防<b>資機材</b>の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。</p> <p>4 迅速かつ的確な水防活動を行うため、相当の雨量があると認めたときは網走開発建設部北見河川事務所及びオホーツク総合振興局網走建設管理部事業課と連絡をとり、その状況を把握しておく。</p> <p>また、雨量は網走地方气象台及び国土交通省「川の防災情報」等のホームページで公表している雨量計等の情報を随時収集して参考にする。</p> <p>5 洪水浸水想定区域及び雨水出水浸水想定区域の指定があったときは、この計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。</p> <p>（1）洪水予報、水位到達情報の伝達方法</p>	<p><b>3 火入れ対策</b></p> <p>林野火災危険期間中（4月から6月までとし、以下「危険期間」という。）の火入れは極力避けるようにし、無許可又は条件を無視して行わないよう指導を徹底する。</p> <p>（1）火入れは、所定の申請書に火入れ地の位置図を添えて津別町役場に提出し許可を受ける。</p> <p>（2）国有林及び道有林から1km以内の火入れについては、森林法第21条第3項の規定により町長の許可を受ける。</p> <p>（3）林野火災警報発令中の火入れは許可しない。</p> <p>（4）火入れ許可後に警報発令又は、気象状況の急変及び人員不足等の場合は、火入れを中止させる。</p> <p>（5）火入れを許可した時は、各関係機関との連絡の万全を図る。</p> <p><b>4 消火資機材の整備</b></p> <p>津別消防署、津別消防団等は消火資機材の整備充実を図る。</p> <p><b>5 相互応援の体制づくり</b></p> <p>林野火災は数日にわたることもあり、また、地域が限定されるため、津別町、消防署、消防団、自治会、日本赤十字奉仕団等の連携が円滑に進むよう協力体制を確立する。</p> <p><b>第11節 水害予防計画</b></p> <p>水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な措置等については、この計画の定めるところによる。</p> <p><b>第1 予防対策</b></p> <p>町は、次のとおり予防対策を実施する。</p> <p>なお、融雪出水に係る水害の予防対策は、本章第14節「融雪災害予防計画」による。</p> <p>1 洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等を環境保全に配慮しながら進める。</p> <p>また、特に水防上警戒を要する区域等について、河川監視を随時実施する等河川の管理に万全を期する。</p> <p>2 災害時に迅速に行動できるよう、日ごろから水防<b>資器材</b>の点検・整備を行う。</p> <p>3 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、<b>(削除)</b>北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、<b>登録制メール</b>等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防<b>資器材</b>の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。</p> <p>4 迅速かつ的確な水防活動を行うため、相当の雨量があると認めたときは網走開発建設部北見河川事務所及びオホーツク総合振興局網走建設管理部事業課と連絡をとり、その状況を把握しておく。</p> <p>また、雨量は網走地方气象台及び国土交通省「川の防災情報」等のホームページで公表している雨量計等の情報を随時収集して参考にする。</p> <p>5 洪水浸水想定区域及び雨水出水浸水想定区域の指定があったときは、この計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める<b>ものとする。</b></p> <p>（1）洪水予報、水位到達情報の伝達方法</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考																		
<p>(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</p> <p>(3) 防災訓練として町長が行う洪水及び雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項</p> <p>(4) 洪水浸水想定区域及び雨水出水浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>(5) 要配慮者利用施設所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）への洪水予報の伝達方法</p> <p>(6) 町長は、この計画において定められた上記（1）～（3）に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。</p> <p>(7) 町は、「水防法」に基づき指定した排水施設等において、想定し得る最大規模の降雨により、当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、<b>浸水継続時間等</b>を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。</p>	<p>(2) <b>(削除)</b> 避難場所及び <b>(削除)</b> 避難経路に関する事項</p> <p>(3) 防災訓練として町長が行う洪水及び雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項</p> <p>(4) 洪水浸水想定区域及び雨水出水浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>(5) 要配慮者利用施設所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）への洪水予報の伝達方法</p> <p>(6) 町長は、この計画において定められた上記（1）～（3）に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる<b>ものとする。</b></p> <p>(7) 町は、「水防法」に基づき指定した排水施設等において、想定し得る最大規模の降雨により、当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、<b>浸水範囲等</b>を公表するとともに、関係市町村の長に通知する<b>ものとする。</b></p>																			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">資料23 水防用資機材</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">資料23 水防用資機材</div>																			
<p><b>第2 水防計画</b></p> <p>水防に関する計画は、水防法に基づき作成した津別町水防計画の定めるところによる。</p>	<p><b>第2 水防計画</b></p> <p>水防に関する計画は、水防法に基づき作成した津別町水防計画の定めるところによる。</p>																			
<p><b>第3 災害危険区域及び重要水防区域</b></p> <p>災害の発生が予想される災害危険区域及び重要警戒区域は、次のとおりである。</p>	<p><b>第3 災害危険区域及び重要水防区域</b></p> <p>災害の発生が予想される災害危険区域及び重要警戒区域は、次のとおりである。</p>																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 20%;">該当箇所数</th> <th style="width: 60%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">災害危険区域 (道管理河川)</td> <td style="text-align: center;"><b>9</b>河川</td> <td>(1) 網走川 (2) 小沼沢川 (3) シンケピホロ川 (4) タッコブ川 (5) 津別川 (6) オンネキキン川 (7) メナシュキキン川 (8) チミケップ川 (9) ケミチャップ川</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">重要水防区域</td> <td style="text-align: center;"><b>26</b>箇所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	該当箇所数	備考	災害危険区域 (道管理河川)	<b>9</b> 河川	(1) 網走川 (2) 小沼沢川 (3) シンケピホロ川 (4) タッコブ川 (5) 津別川 (6) オンネキキン川 (7) メナシュキキン川 (8) チミケップ川 (9) ケミチャップ川	重要水防区域	<b>26</b> 箇所		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 20%;">該当箇所数</th> <th style="width: 60%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">災害危険区域 (道管理河川)</td> <td style="text-align: center;"><b>10</b>河川</td> <td>(1) 網走川 (2) 小沼沢川 (3) シンケピホロ川 (4) タッコブ川 (5) 津別川 (6) オンネキキン川 (7) メナシュキキン川 (8) チミケップ川 (9) ケミチャップ川 <b>(10) 栄森川</b></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">重要水防区域</td> <td style="text-align: center;"><b>33</b>箇所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	該当箇所数	備考	災害危険区域 (道管理河川)	<b>10</b> 河川	(1) 網走川 (2) 小沼沢川 (3) シンケピホロ川 (4) タッコブ川 (5) 津別川 (6) オンネキキン川 (7) メナシュキキン川 (8) チミケップ川 (9) ケミチャップ川 <b>(10) 栄森川</b>	重要水防区域	<b>33</b> 箇所		
区分	該当箇所数	備考																		
災害危険区域 (道管理河川)	<b>9</b> 河川	(1) 網走川 (2) 小沼沢川 (3) シンケピホロ川 (4) タッコブ川 (5) 津別川 (6) オンネキキン川 (7) メナシュキキン川 (8) チミケップ川 (9) ケミチャップ川																		
重要水防区域	<b>26</b> 箇所																			
区分	該当箇所数	備考																		
災害危険区域 (道管理河川)	<b>10</b> 河川	(1) 網走川 (2) 小沼沢川 (3) シンケピホロ川 (4) タッコブ川 (5) 津別川 (6) オンネキキン川 (7) メナシュキキン川 (8) チミケップ川 (9) ケミチャップ川 <b>(10) 栄森川</b>																		
重要水防区域	<b>33</b> 箇所																			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">資料14 災害危険区域 資料15 重要水防区域</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">資料14 災害危険区域 資料15 重要水防区域</div>																			



現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p><b>第12節 風害予防計画</b></p> <p>風による公共施設、農耕地、農作物の災害の予防については、この計画の定めるところによる。</p> <p><b>第1 予防対策</b></p> <p><b>1 保安林の整備</b></p> <p>風害等の防止及び治山、治水のため、保安林の整備を推進する。</p> <p><b>2 応急対策上重要な施設の安全性向上</b></p> <p>学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する。</p> <p><b>3 家屋等の倒壊防止対策</b></p> <p>家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は、施設管理者に対して看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図る。</p> <p>(1) 戸、窓、壁等で弱体と思われる箇所には、筋かい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。</p> <p>(2) 倒壊のおそれのある建物は、支柱、ロープ等で補強する。</p> <p>(3) 煙突、看板、塀、立木、テレビアンテナ等を針金、材木等により補強する。</p> <p>(4) <b>北海道電力</b>の協力により、電灯引込線のたるみや破損の点検を行う。</p> <p><b>第13節 雪害予防計画</b></p> <p>異常降雪等により予想される雪害の予防対策は、北海道雪害対策実施<b>要項</b>（資料44）を準用するほか、この計画の定めるところによる。</p> <p><b>第1 町の体制</b></p> <p>町は、雪害対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」（資料44）に準じ、所要の対策を講じるとともに、特に次の事項について十分留意する。</p> <p>1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。</p> <p>2 雪害情報の連絡体制を確立すること。</p> <p>3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。</p> <p>4 積雪における消防体制を確立すること。</p> <p>5 雪害時に適切な避難<b>勧告</b>・指示ができるようにしておくこと。</p> <p>6 <b>雪害発生時における避難、救出、給水、食料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。</b></p> <p>7 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。</p> <p>8 雪捨場の設定に当たっては、交通障害や溢水災害等に十分配慮し設定すること。</p> <p style="text-align: center;"><b>資料33 除雪機械現有数</b></p>	<p><b>第12節 風害予防計画</b></p> <p>風による公共施設、農耕地、農作物の災害の予防については、この計画の定めるところによる。</p> <p><b>第1 予防対策</b></p> <p><b>1 保安林の整備</b></p> <p>風害等の防止及び治山、治水のため、保安林の整備を推進する。</p> <p><b>2 応急対策上重要な施設の安全性向上</b></p> <p>学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する。</p> <p><b>3 家屋等の倒壊防止対策</b></p> <p>家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は、施設管理者に対して看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図る。</p> <p>(1) 戸、窓、壁等で弱体と思われる箇所には、筋かい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。</p> <p>(2) 倒壊のおそれのある建物は、支柱、ロープ等で補強する。</p> <p>(3) 煙突、看板、塀、立木、テレビアンテナ等を針金、材木等により補強する。</p> <p>(4) <b>北海道電力ネットワーク株式会社</b>の協力により、電灯引込線のたるみや破損の点検を行う。</p> <p><b>第13節 雪害予防計画</b></p> <p>異常降雪等により予想される雪害の予防対策は、北海道雪害対策実施<b>要綱</b>（資料44）を準用するほか、この計画の定めるところによる。</p> <p><b>第1 町の体制</b></p> <p>町は、雪害対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」（資料44）に準じ、所要の対策を講じるとともに、特に次の事項について十分留意する。</p> <p>1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。</p> <p>2 雪害情報の連絡体制を確立すること。</p> <p>3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。</p> <p>4 積雪における消防体制を確立すること。</p> <p>5 雪害時に適切な避難<b>指示</b>ができるようにしておくこと。</p> <p>6 <b>要配慮者世帯の安否確認や除雪支援の体制を整えること。</b></p> <p>7 <b>孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。</b></p> <p>(1) <b>食料、燃料等の供給対策</b></p> <p>(2) <b>医療助産対策</b></p> <p>(3) <b>応急教育対策</b></p> <p>8 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。</p> <p>9 雪捨場の設定に当たっては、交通障害や溢水災害等に十分配慮し設定すること。</p> <p style="text-align: center;"><b>資料33 除雪機械現有数</b></p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p style="text-align: center;">資料44 北海道雪害対策実施要綱</p> <p><b>第2 雪害情報の連絡体制の確立</b> 第3章第3節第3「<b>気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達及び方法</b>」の伝達系統により雪害情報の連絡体制を確立する。</p> <p><b>第3 警戒避難体制の充実</b> 1 大雪警報が発令された場合等、町職員等の巡視体制を強化する。 2 住民への伝達、適切な避難<b>勧告</b>・指示の体制を整備する。 3 雪害発生時の避難、救出、給水、食糧供給、防疫等の応急措置の体制を整える。</p> <p><b>第4 積雪時における消防体制の確立</b> 積雪時の消防活動が十分に行われるよう、道路の除雪、排雪、消火水路の確保等、消防体制を確立する。</p> <p><b>第5 屋根雪による事故の防止</b> 雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故を防ぐため、広報等により住民へ周知を図る。</p> <p><b>第14節 融雪災害対策計画</b> 融雪による河川の出水災害（以下「融雪災害」という。）に対処するための予防対策は、「北海道融雪災害対策実施要綱」（資料45）を準用するほか、この計画の定めるところによる。</p> <p><b>第1 町の体制</b> 町は、融雪災害対策を積極的に実施するため、「北海道融雪災害対策実施要綱」（資料45）に準じ、所要の対策を講じるとともに、特に次の事項につき十分留意する。 1 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。 2 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。 3 融雪出水、雪崩、崖崩れ、地すべり発生予想箇所の警戒体制を確立すること。 4 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。 5 融雪災害時に適切な避難<b>勧告</b>・指示ができるようにしておくこと。 6 <b>災害の発生又は発生のおそれのある場合</b>における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。 7 水防<b>資機材</b>の整備点検を行うこと。 8 道路側溝及び排水溝等の流下能力確保のため、パトロール、日常点検の実施に努めること。 9 融雪出水に際し、地域住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。</p> <p style="text-align: center;">資料45 北海道融雪災害対策実施要綱</p>	<p style="text-align: center;">資料44 北海道雪害対策実施要綱</p> <p><b>第2 雪害情報の連絡体制の確立</b> 第3章第3節第2「<b>気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報</b>」の伝達系統により雪害情報の連絡体制を確立する。</p> <p><b>第3 暴風雪時における道路管理体制の強化</b> 町及び防災関係機関は、暴風雪時における通行規制等のリアルタイム情報を迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応に関し、平時からの意識啓発を推進する。</p> <p><b>第4 警戒避難体制の充実</b> 1 大雪警報が発令された場合等、町職員等の巡視体制を強化する。 2 住民への伝達、適切な<b>避難指示</b>の体制を整備する。 3 雪害発生時の避難、救出、給水、食料供給、防疫等の応急措置の体制を整える。</p> <p><b>第5 積雪時における消防体制の確立</b> 積雪時の消防活動が十分に行われるよう、道路の除雪、排雪、消火水路の確保等、消防体制を確立する。</p> <p><b>第6 屋根雪による事故の防止</b> 雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故を防ぐため、広報等により住民へ周知を図る。</p> <p><b>第14節 融雪災害対策計画</b> 融雪による河川の出水災害（以下「融雪災害」という。）に対処するための予防対策は、「北海道融雪災害対策実施要綱」（資料45）を準用するほか、この計画の定めるところによる。</p> <p><b>第1 町の体制</b> 町は、融雪災害対策を積極的に実施するため、「北海道融雪災害対策実施要綱」（資料45）に準じ、所要の対策を講じるとともに、特に次の事項につき十分留意する。 1 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。 2 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。 3 融雪出水、雪崩、崖崩れ、地すべり発生予想箇所の警戒体制を確立すること。 4 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。 5 融雪災害時に適切な<b>避難指示の発令</b>ができるようにしておくこと。 6 <b>災害時</b>における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。  7 水防<b>資器材</b>の整備点検を行うこと。 8 道路側溝及び排水溝等の流下能力確保のため、パトロール、日常点検の実施に努めること。 9 融雪出水に際し、地域住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。</p> <p style="text-align: center;">資料45 北海道融雪災害対策実施要綱</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p><b>第2 融雪状況の把握</b> 融雪期においては、第3章第3節第3「<b>気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達及び方法</b>」の伝達系統により地域内の降雪の状況を的確に把握するとともに、降雨や気温上昇等に留意しながら出水・雪崩等の予測に努める。</p> <p><b>第3 警戒避難体制の充実</b> 1 重要水防区域及び雪崩、地すべり、又は急傾斜地の崩壊等の懸念のある地域の危険を事前に察知し、町職員等により住民等の協力を得て、既往の被害箇所その他の水害危険区域を中心に巡視警戒を行う。 2 住民への伝達、適切な避難<b>勧告</b>・指示を行う。</p> <p><b>第4 流下能力の確保</b> 1 河道内の除雪、結氷の破砕等、障害物の除去に努め、流下能力の確保を図る。 2 水防<b>資機材</b>の整備点検を行うとともに、関係機関及び<b>資機材</b>手持ち業者等とも十分な打合せを行い<b>資機材</b>の効率的な活用を図る。</p> <p><b>第5 融雪災害防止のための水防思想の普及徹底</b> 融雪災害防止のためには、住民の協力が必要であり、広報誌等を活用して水防思想の普及徹底に努める。</p> <p><b>第15節 土砂災害予防計画</b> 土砂災害の予防については、この計画の定めるところによる。</p> <p><b>第1 現況</b> 町内における土砂災害危険箇所は、資料16のとおりである。</p> <div data-bbox="691 1220 1397 1266" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px 0;">資料16 土砂災害危険箇所</div> <p><b>第2 予防対策</b></p>	<p><b>第2 融雪状況の把握</b> 融雪期においては、第3章第3節第2「<b>気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報</b>」の伝達系統により地域内の降雪の状況を的確に把握するとともに、降雨や気温上昇等に留意しながら出水・雪崩等の予測に努める。</p> <p><b>第3 警戒避難体制の充実</b> 1 重要水防区域及び雪崩、地すべり、又は急傾斜地の崩壊等の懸念のある地域の危険を事前に察知し、町職員等により住民等の協力を得て、既往の被害箇所その他の水害危険区域を中心に巡視警戒を行う。 2 住民への伝達、適切な<b>避難指示</b>を行う。</p> <p><b>第4 流下能力の確保</b> 1 河道内の除雪、結氷の破砕等、障害物の除去に努め、流下能力の確保を図る。 2 水防<b>資器材</b>の整備点検を行うとともに、関係機関及び<b>資器材</b>手持ち業者等とも十分な打合せを行い<b>資器材</b>の効率的な活用を図る。</p> <p><b>第5 融雪災害防止のための水防思想の普及徹底</b> 融雪災害防止のためには、住民の協力が必要であり、広報誌等を活用して水防思想の普及徹底に努める。</p> <p><b>第15節 土砂災害予防計画</b> 土砂災害の予防については、この計画の定めるところによる。</p> <p><b>第1 現況</b> 町内における土砂災害危険箇所は、資料16のとおりである。</p> <div data-bbox="1961 1220 2671 1266" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px 0;">資料16 土砂災害警戒区域等</div> <p><b>第2 予防対策</b></p> <p><b>1 町</b></p> <p>(1) 町地域防災計画に、土砂災害警戒情報等と連携した避難指示等の発令基準、警戒区域等、避難指示等の発令対象区域、情報の収集及び伝達体制、避難所の開設・運営、避難行動要支援者への支援、住民の防災意識の向上など土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について記載するものとする。</p> <p>(2) 警戒区域等の指定があったときは、町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 イ 避難場所及び避難経路に関する事項 ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項 エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合に</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考																
<p>1 土砂災害危険箇所の周知</p> <p>町は、防災関係機関等と連携し、土砂災害危険箇所を把握し、防災工事の推進を図るとともに、適切な警戒避難体制の整備を行い、地域住民及び関係機関に周知徹底を図る。</p> <p>2 土砂災害危険箇所の警戒避難体制の整備</p> <p>町は、降雨等により土砂災害が予想される場合、土砂災害に関する情報の収集をはじめ、土砂災害危険箇所の監視並びに巡回等を行い、地域住民の安全確保を図るための体制の整備に努める。</p> <p>（1）地域住民等の通報</p> <p>土砂災害の被害の軽減を行うためには、前兆現象を察知し、速やかな警戒避難体制を確保しなければならない。そのためには、土砂災害危険箇所の近隣の地域住民からの通報が重要となる。このことから、町は、前兆現象を察知した場合、町や防災関係機関への通報方法等について、地域住民へ普及周知を図る。</p> <p>（2）警戒避難体制の活動</p> <table border="1" data-bbox="231 1486 1359 1938"> <thead> <tr> <th>土砂災害に関する気象情報等</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨注意報</td> <td>(1) 情報収集 (2) 警戒活動準備</td> </tr> <tr> <td>大雨警報（土砂災害）</td> <td>(1) 巡視活動による情報収集 (2) 雨量の監視 (3) 避難準備・高齢者等避難開始の発令判断</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒情報 記録的短時間大雨情報</td> <td>(1) 北海道土砂災害警戒情報システムによる土砂災害危険度の監視 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を重点に巡視活動を強化</td> </tr> </tbody> </table>	土砂災害に関する気象情報等	活動内容	大雨注意報	(1) 情報収集 (2) 警戒活動準備	大雨警報（土砂災害）	(1) 巡視活動による情報収集 (2) 雨量の監視 (3) 避難準備・高齢者等避難開始の発令判断	土砂災害警戒情報 記録的短時間大雨情報	(1) 北海道土砂災害警戒情報システムによる土砂災害危険度の監視 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を重点に巡視活動を強化	<p>っては、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>オ 救助に関する事項</p> <p>カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</p> <p>(3) 町地域防災計画において、前項エに掲げる事項を定めるときは、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項アに掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(4) 警戒区域等をその区域に含む町は、町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(5) 土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（大雨警報（土砂災害）の危険度分布及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に発令する。</p> <p>2 土砂災害危険箇所の周知</p> <p>町は、防災関係機関等と連携し、土砂災害危険箇所を把握し、防災工事の推進を図るとともに、適切な警戒避難体制の整備を行い、地域住民及び関係機関に周知徹底を図る。</p> <p>3 土砂災害危険箇所の警戒避難体制の整備</p> <p>町は、降雨等により土砂災害が予想される場合、土砂災害に関する情報の収集をはじめ、土砂災害危険箇所の監視並びに巡回等を行い、地域住民の安全確保を図るための体制の整備に努める。</p> <p>（1）地域住民等の通報</p> <p>土砂災害の被害の軽減を行うためには、前兆現象を察知し、速やかな警戒避難体制を確保しなければならない。そのためには、土砂災害危険箇所の近隣の地域住民からの通報が重要となる。このことから、町は、前兆現象を察知した場合、町や防災関係機関への通報方法等について、地域住民へ普及周知を図る。</p> <p>（2）警戒避難体制の活動</p> <table border="1" data-bbox="1507 1486 2635 1938"> <thead> <tr> <th>土砂災害に関する気象情報等</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨注意報</td> <td>(1) 情報収集 (2) 警戒活動準備</td> </tr> <tr> <td>大雨警報（土砂災害）</td> <td>(1) 巡視活動による情報収集 (2) 雨量の監視 (3) 高齢者等避難の発令判断</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒情報 記録的短時間大雨情報</td> <td>(1) 北海道土砂災害警戒情報システムによる土砂災害危険度の監視 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を重点に巡視活動を強化</td> </tr> </tbody> </table>	土砂災害に関する気象情報等	活動内容	大雨注意報	(1) 情報収集 (2) 警戒活動準備	大雨警報（土砂災害）	(1) 巡視活動による情報収集 (2) 雨量の監視 (3) 高齢者等避難の発令判断	土砂災害警戒情報 記録的短時間大雨情報	(1) 北海道土砂災害警戒情報システムによる土砂災害危険度の監視 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を重点に巡視活動を強化	
土砂災害に関する気象情報等	活動内容																	
大雨注意報	(1) 情報収集 (2) 警戒活動準備																	
大雨警報（土砂災害）	(1) 巡視活動による情報収集 (2) 雨量の監視 (3) 避難準備・高齢者等避難開始の発令判断																	
土砂災害警戒情報 記録的短時間大雨情報	(1) 北海道土砂災害警戒情報システムによる土砂災害危険度の監視 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を重点に巡視活動を強化																	
土砂災害に関する気象情報等	活動内容																	
大雨注意報	(1) 情報収集 (2) 警戒活動準備																	
大雨警報（土砂災害）	(1) 巡視活動による情報収集 (2) 雨量の監視 (3) 高齢者等避難の発令判断																	
土砂災害警戒情報 記録的短時間大雨情報	(1) 北海道土砂災害警戒情報システムによる土砂災害危険度の監視 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を重点に巡視活動を強化																	

現行（令和2年8月）		修正案（令和6年1月時点）		備考
	(3) 避難場所の開設準備 (4) 避難勧告の発令判断		(3) 避難場所の開設準備 (4) 避難指示の発令判断	
土砂災害警戒情報が発表されており、更に記録的短時間大雨情報が発表された場合	(1) 自主避難の広報 (2) 避難指示（緊急）の発令判断 (3) 避難場所の開設 (4) 応急対策の準備	土砂災害警戒情報が発表されており、更に記録的短時間大雨情報が発表された場合	(1) 自主避難の広報 (2) 避難指示の発令判断 (3) 避難場所の開設 (4) 応急対策の準備	
<b>3 土砂災害警戒情報の収集及び伝達</b> <b>(1) 土砂災害警戒情報の概要</b> 土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性がさらに高まった場合に、町長が防災活動や地域住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行うことや地域住民の自主避難の判断等の参考となるよう、オホーツク総合振興局網走建設管理部と網走地方気象台が共同で作成し、市町村ごとに発表する情報である。 なお、土砂災害発生危険度を降雨予測に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものでない。 また、発表対象とする土砂災害は、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地滑り等については発表対象としていない。		<b>4 土砂災害警戒情報の収集及び伝達</b> <b>(1) 土砂災害警戒情報の概要</b> 土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性がさらに高まった場合に、町長が防災活動や地域住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行うことや地域住民の自主避難の判断等の参考となるよう、オホーツク総合振興局網走建設管理部と網走地方気象台が共同で作成し、市町村ごとに発表する情報である。 なお、土砂災害発生危険度を降雨予測に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものでない。 また、発表対象とする土砂災害は、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地滑り等については発表対象としていない。		
<b>(2) 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準</b> 土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次のいずれかに該当する場合に、オホーツク総合振興局網走建設管理部と網走地方気象台が協議して行う。		<b>(2) 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準</b> 土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次のいずれかに該当する場合に、オホーツク総合振興局網走建設管理部と網走地方気象台が協議して行う。		
<b>ア 発表基準</b> 大雨警報（土砂災害）発表中に予測降雨量が警戒基準（土砂災害発生危険基準線（CL））に達した場合		<b>ア 発表基準</b> 大雨警報（土砂災害）発表中に予測降雨量が警戒基準（土砂災害発生危険基準線（CL））に達した場合		
<b>イ 解除基準</b> 降雨の実況値が警戒基準を下回り、かつ短時間で再び警戒基準を超過しないと予想される場合		<b>イ 解除基準</b> 降雨の実況値が警戒基準を下回り、かつ短時間で再び警戒基準を超過しないと予想される場合		
<b>(3) 情報の収集及び伝達体制</b> 土砂災害に関する情報の収集及び伝達体制は、第5章第1節「災害情報収集・伝達計画」に準ずる。		<b>(3) 情報の収集及び伝達体制</b> 土砂災害に関する情報の収集及び伝達体制は、第5章第1節「災害情報収集・伝達計画」に準ずる。		
<b>4 避難勧告等の発令基準</b> 避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報等の気象情報を参考にするほか、地域住民からの通報等により前兆現象の収集に努め、総合的に判断する。		<b>5 避難指示等の発令基準</b> 避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報等の気象情報を参考にするほか、地域住民からの通報等により前兆現象の収集に努め、総合的に判断する。 （資料編へ移設後、内容を更新）		
発令区分	判断基準	対象地域		
高齢者等避難準備・避難開始	大雨警報（土砂災害）が発表された場合	北海道土砂災害警戒システムの判定メッシュ情報（以下「メッシュ情報」という。）で大雨警報（土砂災害）の発表基準を超過した区域（赤又は橙）		
避難勧告	土砂災害警戒情報が発表された場合	メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域及びそ		

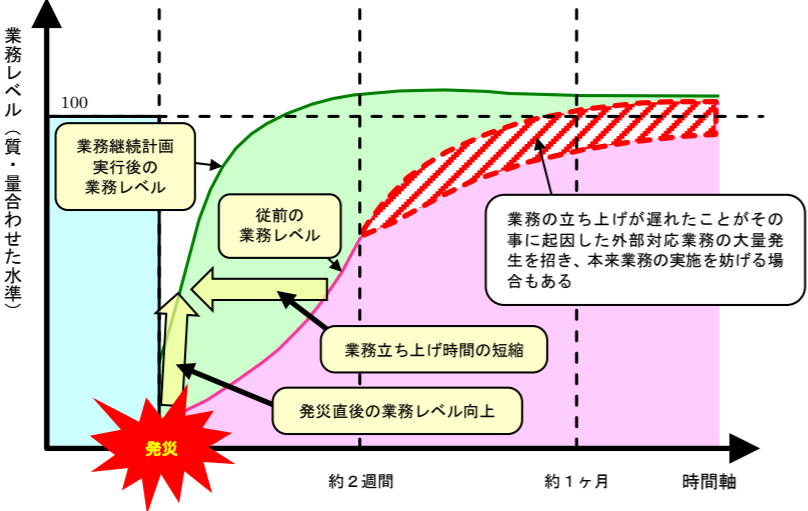
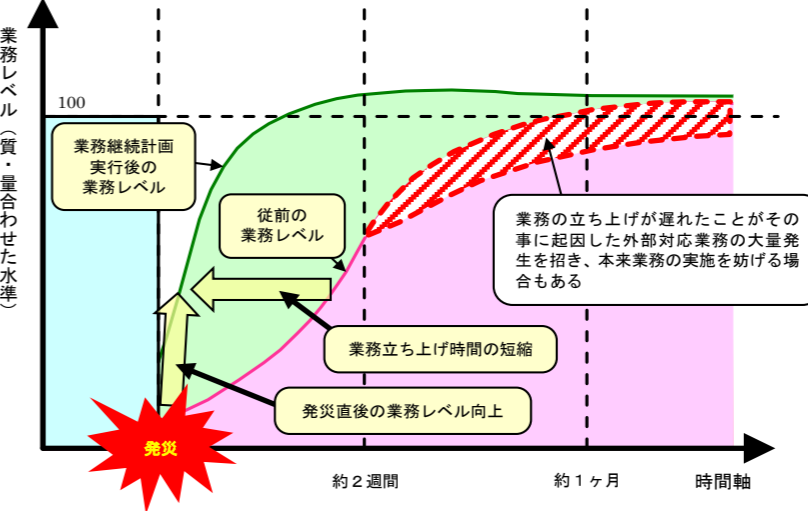
現行（令和2年8月）		修正案（令和6年1月時点）		備考
		の周辺の大雨警報（土砂災害）の発表基準を超過した区域（赤及びその周辺の橙）		
	土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域 （土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。）		
避難指示（緊急）	土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合	メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域（赤）のうち、記録的短時間大雨情報が発表された地域及びその周辺の地域		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害が発生した場合</li> <li>土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見された場合</li> <li>避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合</li> </ul>	当該土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域 （土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。）		
避難勧告等の解除	避難勧告等の解除は土砂災害警戒情報が解除された段階を基本とするが、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、防災気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断することが必要となる。この際、北海道の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。			
<b>5 避難指示等の発令対象地域</b> 地すべり、崖崩れ等危険区域及び土石流危険溪流等予想区域及びその区域の整備計画は、資料16のとおりである。		<b>6 避難指示等の発令対象地域</b> 地すべり、崖崩れ等危険区域及び土石流危険溪流等予想区域及びその区域の整備計画は、資料16のとおりである。		
<b>6 避難所の開設・運営</b> 避難所の開設・運営に関しては、第5章第4節第9「指定緊急避難場所の開設」及び第5章第4節第11「避難所の運営管理等」に準ずる。		<b>7 避難所の開設・運営</b> 避難所の開設・運営に関しては、第5章第4節第9「指定緊急避難場所の開設」及び第5章第4節第11「避難所の運営管理等」に準ずる。		
<b>7 防災意識の向上</b> 土砂災害危険箇所や土砂災害の前兆現象、平時からの備え、その他、避難場所や避難情報等の入手方法を記載したハザードマップを作成し、地域住民の土砂災害に対する知識等の向上を図る。		<b>8 防災意識の向上</b> 土砂災害危険箇所や土砂災害の前兆現象、平時からの備え、その他、避難場所や避難情報等の入手方法を記載したハザードマップを作成し、地域住民の土砂災害に対する知識等の向上を図る。		
資料16 土砂災害危険箇所		資料16 土砂災害警戒区域等		

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p><b>第3 形態別予防計画</b></p> <p><b>1 地すべり等予防計画</b></p> <p>土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび、地すべりが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、町は、住民に対し、地すべり危険箇所の周知に努めるとともに、次のとおり土砂災害防止の予防対策を実施する。</p> <p><b>2 崖崩れ対策</b></p> <p>土地の高度利用と<b>開崩れ防発</b>に伴って、崖崩れ災害が多発する傾向にあり、ひとたび、崖崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、町は、次のとおり崖崩れ防止の予防対策を実施する。</p> <p><b>（1）急傾斜地崩壊（崖崩れ）防止対策</b></p> <p>危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。</p> <p><b>3 土石流予防計画</b></p> <p>地域住民に対し、土砂災害警戒区域<b>及び</b>土石流危険渓流の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定める。また、定期的に点検を行う。</p> <p>危険区域の地域住民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や地域住民自身による防災措置（自主避難等）等の周知・啓発を図る。</p> <p><b>第16節 積雪・寒冷対策計画</b></p> <p>積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。</p> <p>このため、町は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。</p> <p><b>第1 積雪対策の推進</b></p> <p>積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。</p> <p>このため、町は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、道及び防災関係機関と相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。</p> <div data-bbox="691 1801 1397 1850" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">資料44 北海道雪害対策実施要綱</div> <p><b>第2 避難救出措置等</b></p> <p>町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に準じ、所要の対策を講ず</p>	<p><b>第3 形態別予防計画</b></p> <p><b>1 地すべり等予防計画</b></p> <p>土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび、地すべりが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、町は、住民に対し、地すべり危険箇所の周知に努めるとともに、次のとおり土砂災害防止の予防対策を実施する<b>ものとする。</b></p> <p><b>2 崖崩れ<b>防止</b>対策</b></p> <p>土地の高度利用と<b>開発</b>に伴って、崖崩れ災害が多発する傾向にあり、ひとたび、崖崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、町は、次のとおり崖崩れ防止の予防対策を実施する<b>ものとする。</b></p> <p><b>（1）急傾斜地崩壊（崖崩れ）防止対策</b></p> <p>危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。</p> <p><b>（2）山腹崩壊<b>防止</b>対策</b></p> <p><b>住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、町地域防災計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。</b></p> <p><b>3 土石流予防計画</b></p> <p>地域住民に対し、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流<b>及び崩壊土砂流出危険地区</b>の周知に努めるとともに、<b>町地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。</b>また、定期的に点検を行う。</p> <p>危険区域の地域住民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や地域住民自身による防災措置（自主避難等）等の周知・啓発を図る。</p> <p><b>第16節 積雪・寒冷対策計画</b></p> <p>積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。</p> <p>このため、町は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。</p> <p><b>第1 積雪対策の推進</b></p> <p>積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強い街づくりなど、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。</p> <p>このため、町は、「北海道雪害対策実施要綱」<b>（資料44）</b>に基づき、道及び防災関係機関と相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。</p> <div data-bbox="1961 1801 2668 1850" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">資料44 北海道雪害対策実施要綱</div> <p><b>第2 避難救出措置等</b></p> <p>町は、積雪・慣例対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」<b>（資料44）</b>に準じ、所要</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>るとともに、特に次の事項につき十分留意する。</p> <p>（1）積雪・寒冷期に適切な<b>避難勧告</b>、<b>避難指示（緊急）</b>ができるようにしておくこと。</p> <p>（2）<b>災害発生時</b>における避難、救出、給水、食糧、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。</p> <p><b>第3 交通の確保</b></p> <p><b>1 道路交通の確保</b></p> <p>災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。</p> <p>このため、町等道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。</p> <p>（1）<b>除雪体制の強化</b></p> <p>ア 道路管理者は、一般国道、道道、町道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。</p> <p>イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。</p> <p>（2）<b>積雪寒冷地に適した道路整備の推進</b></p> <p>ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。</p> <p>イ 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。</p> <p>（3）<b>雪上交通手段の確保</b></p> <p>積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、町は、救助活動や救助物資の輸送などに必要な<b>スノーモービル等</b>の確保に努める。</p> <p><b>第4 雪に強いまちづくりの推進</b></p> <p><b>1 家屋倒壊の防止</b></p> <p>町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。</p> <p>また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、<b>地域の相互扶助体制</b>の確立に努める。</p> <p><b>2 積雪期における避難場所、避難路の確保</b></p> <p>町は、積雪期における避難場所、避難路の確保に努める。</p> <p><b>第5 寒冷対策の推進</b></p> <p><b>1 被災者及び避難者対策</b></p> <p>町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。</p> <p><b>2 避難所対策</b></p> <p>町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほ</p>	<p>の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意する。</p> <p>（1）積雪・寒冷期に適切な<b>避難指示等</b>ができるようにしておくこと。</p> <p>（2）<b>災害時</b>における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。</p> <p><b>第3 交通の確保</b></p> <p><b>1 道路交通の確保</b></p> <p><b>災害時</b>には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。</p> <p>このため、町等道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。</p> <p>（1）<b>除雪体制の強化</b></p> <p>ア 道路管理者は、一般国道、道道、町道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。</p> <p>イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。</p> <p>（2）<b>積雪寒冷地に適した道路整備の推進</b></p> <p>ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。</p> <p>イ 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。</p> <p>（3）<b>雪上交通手段の確保</b></p> <p>積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、町は、救助活動や救助物資の輸送などに必要な<b>方法や手段</b>の確保に努める。</p> <p><b>2 航空輸送の確保</b></p> <p>災害による道路交通の寸断等により、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが予想される。道及び防災関係機関は、孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。また、町及び道は、孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。</p> <p><b>第4 雪に強いまちづくりの推進</b></p> <p><b>1 家屋倒壊の防止</b></p> <p>町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。</p> <p>また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、<b>専門業者や</b>ボランティアの協力体制等（<b>削除</b>）の確立に努める。</p> <p><b>2 積雪期における指定避難所、避難路の確保</b></p> <p>町は、積雪期における<b>指定避難所</b>、避難路の確保に努める。</p> <p><b>第5 寒冷対策の推進</b></p> <p><b>1 被災者及び避難者対策</b></p> <p>町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。</p> <p><b>2 避難所対策</b></p> <p>町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほ</p>	



現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>か、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努める。</p> <p>また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。</p> <p>なお、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。</p> <p><b>3 避難所の運営</b> 避難所の運営に関しては、第5章第4節第11「避難所の運営管理等」に準ずる。</p> <p><b>4 住宅対策</b> 町は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるほか、積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となる場合を想定し、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅の斡旋等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p><b>第6 観光客の安全確保</b></p> <p><b>1 災害時の情報伝達・避難・救援方法の確立</b> 観光客に対する災害時の情報伝達、救援の方法について宿泊施設等の観光施設、関連機関と検討を進める。</p> <p><b>2 帰宅手段の確保</b> 災害発生後、できるだけ速やかに観光客が帰宅できるよう交通路、交通手段の確保について検討を進める。</p> <p><b>3 観光関連施設と町との連携協力</b> 町は、観光関連施設管理者に対し積極的に施設防災体制・対策の現状把握と対策の徹底を図るように呼びかけるとともに、防災対策についての情報を共有していくこととする。</p> <p><b>第17節 複合災害に関する計画</b> 町をはじめとする防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えの充実に努める。</p> <p><b>第1 予防対策</b></p> <p>1 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努める。</p> <p>2 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。</p> <p>3 町は、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。</p>	<p>か、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。</p> <p>また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。</p> <p>なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。</p> <p><b>3 指定避難所の運営</b> 指定避難所の運営に関しては、第5章第4節第11「避難所の運営管理等」に準ずる。</p> <p><b>4 住宅対策</b> 応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷に対応したものとし、引き続き検証、検討を進め、改善に努める。</p> <p><b>第6 観光客の安全確保</b></p> <p><b>1 災害時の情報伝達・避難・救援方法の確立</b> 観光客に対する災害時の情報伝達、救援の方法について宿泊施設等の観光施設、関連機関と検討を進める。</p> <p><b>2 帰宅手段の確保</b> 災害発生後、できるだけ速やかに観光客が帰宅できるよう交通路、交通手段の確保について検討を進める。</p> <p><b>3 観光関連施設と町との連携協力</b> 町は、観光関連施設管理者に対し積極的に施設防災体制・対策の現状把握と対策の徹底を図るように呼びかけるとともに、防災対策についての情報を共有していくこととする。</p> <p><b>第17節 複合災害に関する計画</b> 町をはじめとする防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えの充実に努める。</p> <p><b>第1 予防対策</b></p> <p>1 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。</p> <p>2 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。</p> <p>3 町は、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p><b>第18節 業務継続計画の策定</b></p> <p>町及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP：BusinessContinuity Plan）の策定に努める。</p> <p><b>第1 業務継続計画（BCP）の概要</b></p> <p>業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。</p>  <p><b>第2 業務継続計画（BCP）の策定</b></p> <p><b>1 町</b></p> <p>町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努める。</p> <p>特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも<b>首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制</b>、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。</p> <p><b>2 事業者</b></p> <p>事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努める。</p> <p><b>第3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保</b></p>	<p><b>第18節 業務継続計画の策定</b></p> <p>町及び道は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に<b>重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。</b></p> <p><b>第1 業務継続計画（BCP）の概要</b></p> <p>業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。</p>  <p><b>第2 業務継続計画（BCP）の策定</b></p> <p><b>1 町</b></p> <p>町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努める<b>ものとする。</b></p> <p>特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも<b>町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制</b>、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、<b>災害時の被災者支援や住民対応に不可欠な重要な行政データのバックアップ並びに各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにした非常時優先業務の整理といった重要6要素</b>について定めておく<b>ものとする。</b></p> <p><b>2 事業者</b></p> <p>事業者は、事業の継続など、災害時の企業が果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努める<b>ものとする。</b></p> <p>また、<b>商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、町等と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</b></p> <p><b>第3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保</b></p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>町は、特に、災害対策本部となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。</p> <p>また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図る。</p> <p><b>第19節 文教予防計画</b></p> <p>災害の発生に備え、学校や<b>保育所</b>等の文教施設の災害予防対策については、この計画の定めるところによる。</p> <p><b>第1 施設の整備</b></p> <p>文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。</p> <p><b>第2 災害対策の検討</b></p> <p>町内の文教施設は、立地や通学（園）する児童生徒の人数、年齢、通学（園）方法等が施設ごとに異なっている。そのため、施設ごとに立地や周辺環境、施設の規模を考慮した学校防災マニュアル等の作成といった災害対策の検討が必要であり、施設管理者はその整備に努める。</p> <p><b>第3 文化財保全対策</b></p> <p>「文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）」、「北海道文化財保護条例（昭和30年11月30日条例第83号）」等による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は、平時から常に当該指定物件の保全、保護に当たる。</p> <p><b>第20節 農林業予防計画</b></p> <p>災害の発生に際して、農林業被害を最小限に止めるために、町、関係施設等の管理者が実施する施設整備等の予防対策については、この計画の定めるところによる。</p> <p><b>第1 農林業施設等の予防対策</b></p> <p>農林業用施設の管理者が行う災害予防対策は次のとおりとする。</p> <p><b>1 農地及び農業用施設の予防対策</b></p> <p><b>（1）協力体制の整備</b></p> <p>町は、農地・農業用施設の管理者と連携し、風水害等の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、常に降雨等の気象予警報等に注意し、災害の未然防止に努める。</p> <p>また、災害時の対処を円滑に実施するため、津別町農業協同組合との協力体制の確保に努める。</p> <p><b>（2）施設等の点検</b></p> <p>町は、農地・農業用施設の管理者と連携し、平常時から農地・農業用施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。また、農地・農業用施設に係る洪水浸水想定域等の災害リスクの周知に努める。</p> <p><b>2 林地及び林業用施設の予防対策</b></p> <p><b>（1）協力体制の整備</b></p> <p>町は、林地・林業用施設の管理者と連携し、風水害等の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、常に降雨等の気象予警報等に注意し、災害の未然防止に努める。</p> <p><b>（2）施設等の点検</b></p> <p>町は、林地・林業用施設の管理者と連携し、平常時から林地・林業用施設の点検を実施し、異常な兆</p>	<p>町は、特に、災害対策本部となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める<b>ものとする。</b></p> <p>また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図る<b>ものとする。</b></p> <p><b>第19節 文教予防計画</b></p> <p>災害の発生に備え、学校や<b>子ども園</b>等の文教施設の災害予防対策については、この計画の定めるところによる。</p> <p><b>第1 施設の整備</b></p> <p>文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。</p> <p><b>第2 災害対策の検討</b></p> <p>町内の文教施設は、立地や通学（園）する児童生徒の人数、年齢、通学（園）方法等が施設ごとに異なっている。そのため、施設ごとに立地や周辺環境、施設の規模を考慮した学校防災マニュアル等の作成といった災害対策の検討が必要であり、施設管理者はその整備に努める。</p> <p><b>第3 文化財保全対策</b></p> <p>「文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）」、「北海道文化財保護条例（昭和30年11月30日条例第83号）」等による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は、平時から常に当該指定物件の保全、保護に当たる。</p> <p><b>第20節 農林業予防計画</b></p> <p>災害の発生に際して、農林業被害を最小限に止めるために、町、関係施設等の管理者が実施する施設整備等の予防対策については、この計画の定めるところによる。</p> <p><b>第1 農林業施設等の予防対策</b></p> <p>農林業用施設の管理者が行う災害予防対策は次のとおりとする。</p> <p><b>1 農地及び農業用施設の予防対策</b></p> <p><b>（1）協力体制の整備</b></p> <p>町は、農地・農業用施設の管理者と連携し、風水害等の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、常に降雨等の気象予警報等に注意し、災害の未然防止に努める。</p> <p>また、災害時の対処を円滑に実施するため、津別町農業協同組合との協力体制の確保に努める。</p> <p><b>（2）施設等の点検</b></p> <p>町は、農地・農業用施設の管理者と連携し、平常時から農地・農業用施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。また、農地・農業用施設に係る洪水浸水想定域等の災害リスクの周知に努める。</p> <p><b>2 林地及び林業用施設の予防対策</b></p> <p><b>（1）協力体制の整備</b></p> <p>町は、林地・林業用施設の管理者と連携し、風水害等の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、常に降雨等の気象予警報等に注意し、災害の未然防止に努める。</p> <p><b>（2）施設等の点検</b></p> <p>町は、林地・林業用施設の管理者と連携し、平常時から林地・林業用施設の点検を実施し、異常な兆</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。</p> <p><b>（3）倒木対策の推進</b></p> <p>町は、町有林の倒木の防止や倒木による二次災害を防止するため、北見広域森林組合津別事業所及び津別地区林業協同組合と連携し、町有林の保全管理、計画的な整備の推進に努める。</p>	<p>候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。</p> <p><b>（3）倒木対策の推進</b></p> <p>町は、町有林の倒木の防止や倒木による二次災害を防止するため、北見広域森林組合津別事業所及び津別地区林業協同組合、<b>各森林所有者</b>と連携し、町有林の保全管理、計画的な整備の推進に努める。</p>	